

令和 5 年

第 2 回西原村定例会会議録

令和 5 年 6 月 1 3 日

令和 5 年 6 月 1 6 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和 5 年第 2 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6 月 1 3 日	火	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長提案理由説明</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
6 月 1 4 日	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>	
6 月 1 5 日	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（5 名）</li> <li>・議案審議 (承認第 1 号～第 4 号) (報告第 1 号～第 4 号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算</li> <li>・条例</li> </ul>
6 月 1 6 日	金	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村長追加提案理由説明</li> <li>・議案審議 (議案第 3 6 号～ 議案第 4 5 号) (同意第 1 号)</li> <li>・発議第 4 号</li> <li>・陳情書等審議</li> <li>・委員会報告</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続 調査申出書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算</li> <li>・一般 議案</li> </ul>

# 提出議案等

(令和5年6月13日提出)

(村長提出議案)

- |        |  |
|--------|--|
| 承認第 1号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」       |
| 承認第 2号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)令和4年度西原村一般会計補正予算(第9号)について」     |
| 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)令和5年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」     |
| 報告第 1号 | 令和4年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                        |
| 報告第 2号 | 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                |
| 報告第 3号 | 令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                |
| 報告第 4号 | 令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                |
| 議案第36号 | 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 議案第37号 | 西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 議案第38号 | 村道の路線認定について  |
| 議案第39号 | 公の施設の利用に関する協議について                                    |

- 議案第40号 令和5年度西原村一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第41号 令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第42号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 同意第1号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

（令和5年6月15日提出）

（一般質問）

- 1番 堀田直孝君 2番 小城保弘君 3番 高本孝嗣君 4番 西口義充君  
5番 尾崎幸穂君

（令和5年6月16日提出）

（村長提出議案）

- 議案第44号 工事請負契約の締結について（西原村運動公園テニスコート整備工事）
- 議案第45号 工事請負契約の締結について（西原村運動公園遊戯施設整備工事）

（議員提出議案）

- 発議第5号 堀田直孝議員に対する議員辞職勧告決議案

## 目 次

### 第1号（6月13日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（承認第1号～同意第1号）	5
日程第 5 休会の件について	1 2
散 会	1 2

### 第2号（6月15日）

議事日程第2号	1 3
応招議員氏名	1 4
出席議員氏名	1 5
事務局職員出席者	1 5
説明のため出席した者の職氏名	1 6
開 議	1 7
日程第 1 一般質問	1 7
（堀田直孝）	1 7
・総合体育館の運営について	
・銀行ATMの設置状況について	
（小城保弘）	2 6
・村内集落の公民館及び街灯の電気料について	
（高本孝嗣）	2 9
・新所周辺の道路網の整備について	
・山西小学校周辺の道路改良について	
・住宅用地について	
（西口義充）	3 7
・マイナンバーカードトラブルについて	
・村の教育行政について	
・夜間中学校の開校について	
（尾崎幸穂）	4 5

- ・交通の利便性への取り組みについて
- ・職員の窓口対応について
- ・令和4年9月18日の台風により生じた総合体育館の雨漏り補修について

日程第 2	承認第 1号	専決処分の報告及び承認について 「(専第1号) 西原村税条例の一部 を改正する条例の制定について」……………	5 7
日程第 3	承認第 2号	専決処分の報告及び承認について 「(専第2号) 西原村国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の制定 について」……………	5 9
日程第 4	承認第 3号	専決処分の報告及び承認について 「(専第3号) 令和4年度西原村一 般会計補正予算(第9号)について」…	6 1
日程第 5	承認第 4号	専決処分の報告及び承認について 「(専第4号) 令和5年度西原村一 般会計補正予算(第1号)につい て」……………	6 6
日程第 6	報告第 1号	令和4年度西原村一般会計繰越明許 費繰越計算書の報告について……………	6 7
日程第 7	報告第 2号	令和4年度西原村中央簡易水道事業 特別会計繰越明許費繰越計算書の報 告について……………	6 9
日程第 8	報告第 3号	令和4年度西原村工業団地造成事業 特別会計繰越明許費繰越計算書の報 告について……………	7 0
日程第 9	報告第 4号	令和4年度西原村住宅用地造成事業 特別会計繰越明許費繰越計算書の報 告について……………	7 2
散 会			7 3

第3号(6月16日)

議事日程第3号……………	7 5
応招議員氏名……………	7 7
出席議員氏名……………	7 8
事務局職員出席者……………	7 8
説明のため出席した者の職氏名……………	7 9
開 議……………	8 0

日程第 1	村長追加議案提案理由説明（議案第 4 4 号～議案第 4 5 号）	8 0
日程第 2	議案第 3 6 号 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8 0
日程第 3	議案第 3 7 号 西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8 1
日程第 4	議案第 3 8 号 村道の路線認定について	8 3
日程第 5	議案第 3 9 号 公の施設の利用に関する協議について	8 5
日程第 6	議案第 4 0 号 令和 5 年度西原村一般会計補正予算（第 2 号）について	8 8
日程第 7	議案第 4 1 号 令和 5 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について	9 2
日程第 8	議案第 4 2 号 工事請負変更契約の締結について（西原村運動公園調整池整備工事）	9 3
日程第 9	議案第 4 3 号 工事請負契約の締結について（村道堀切多々良線道路改良工事）	9 4
日程第 1 0	議案第 4 4 号 工事請負契約の締結について（西原村運動公園テニスコート整備工事）	9 5
日程第 1 1	議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について（西原村運動公園遊戯施設整備工事）	9 5
日程第 1 2	同意第 1 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9 8
日程第 1 3	発議第 4 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について	9 9
日程第 1 4	委員会報告について	9 9
日程第 1 5	組合議会報告について	1 0 4
日程第 1 6	委員会の閉会中の継続調査申出書について	1 0 5
追加日程第 1	発議第 5 号 堀田直孝議員に対する議員辞職勧告決議案	1 0 7
閉 会		1 1 0
署 名		1 1 1

第 1 号 ( 6 月 1 3 日 )



## 令和5年第2回西原村議会定例会会議録

令和5年6月13日、令和5年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年6月13日（火曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（承認第1号～同意第1号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和5年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、尾崎幸穂君、2番議員、高本孝嗣君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月7日に行われました議会運営委員会で本日13日より16日までの4日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日13日より16日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

5月12日、阿蘇市町村議長会総会が開催され、阿蘇市町村議長会会長に、阿蘇市議会議長の菅敏徳さん、以下副会長に2名、監事2名が選任されました。

また、同日、阿蘇郡町村議長会総会が開催され、阿蘇郡町村議長会会長に、産山村議会議長の西澤正さん、以下副会長1名が選任されました。

5月23日から24日にかけて、正副議長研修及び県関係国会議員への要望活動を東京で行ってきました。

6日2日に熊本県議長会臨時総会が開催され、熊本県議長会会長に、下益城郡美里町議会議長の上田孝さん、以下副会長に2名、監事2名が選任されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和5年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和5年5月8日より新型コロナウイルスが5類感染症へ移行され、感染者への入院勧告や感染者や濃厚接触者の外出制限、屋内で推奨されてきましたマスクの着用、感染者の把握、感染者を診療します医療機関への補助といった医療的な措置が変わっております。緊急事態宣言や飲食店に対する営業時間短縮などの要請もなくなり、将来的には医療費やワクチン接種が全額公費負担から一部自己負担に変わっていく見通しでございます。

村内外におきましても、これまでコロナの影響により自粛をしておりました様々な行事やイベントも、新型コロナの感染症での有事から平時への転換により、飲食業や観光業界では人流が回復傾向にあり、地方経済の活性化が見込まれます。阿蘇管内や空港周辺の市町村との連携を強化し、インバウンド需要の取組を強化してまいります。

いまだ先の見えない物価高騰につきましては、価格高騰重点支援地方交付金として歳入8,732万円を今回の補正予算で計上し、住民1人当たりに対し1万円の商品券をプッシュ型で給付する予定でございます。また、学校給食費負担軽減補助、LPガス料金負担軽減支援事業補助、低所得世帯支援給付等も計上させていただいているところでございます。

続きまして、本定例会、承認第3号で計上しておりますふるさと納税につきましては、令和3年度実績の3億320万6,000円に対しまして、令和4年度におきましては3億7,163万6,500円、これは速報値でございますが、対前年比122.6%、約6,843万円の増となりました。

この結果に満足することなく、西原村で生産された農畜産物がどのように流通しているのか、どのように加工・販売されているのか、売れ筋の商品を村内で製造できないか、精肉や加工を行う業者を誘致できないか、それから最近はキャンプブームということもあり、全国的にキャンプ用品の販売額が上がっております。バーベキュー用の鉄板が村内の業者で製造できないか、または議員さんから提案がございましたゴルフ場でのふるさと納税決済システムなど、ふるさと納税を増やす方法、品目、西原村のそのポテンシャルはまだまだ大いにあると予測をしております。

令和5年度におきましても、ふるさと納税を少しでも増やすことができるよう、関係各課一丸となって全力で取り組んでまいります。

現在、進めております工業団地整備事業につきましては、6月5日に全ての地権者の方より同意を得ることができました。議員各位におかれましては、合同説明会、集落へ出向いての調印式、戸別訪問等、多大なご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

今後につきましては、本事業に関連する法手続、用地買収、調整池整備や本体工事の着手から事業完了、さらには企業進出まで様々な工程がございますが、関係各課一丸となり、また議員各位のご協力を得ながら全力でスピード感を持って取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、新たな雇用創出や地域産業集積の形成、法人村民税、固定資産税等の村税の増収、また定住促進等、村勢伸展の原動力であり、本村の発展に大きな役割を果たすものでございます。

現在、多数の企業や金融機関等から問合せがっております。具体的な内容の協議に入っている企業も幾つかございます。その中でも、村から事業所に対する助成についての問合せが多く、現在、西原村では固定資産税の課税免除のみでございます。

しかしながら、近隣市町村では進出企業に対する独自の支援を行っている自治体も少なくありません。

今後は、企業誘致を推進するため、企業立地に対する優遇措置や人材確保に対する雇用促進支援助成等、企業が進出しやすい環境整備も併せて整備していく必要があると感じております。

議会のほうでも、企業誘致特別委員会を設けていただいておりますので、その中で近隣市町村の取組状況などを参考に検討していければというふうに思っております。

くまもと空港周辺の道路整備につきましても、高遊の中古車オークション会場西側三差路交差点からくまもと空港北側の家畜市場を通り、通称第3空港線までの道路につきましては、現在、事故が多いということで、大津町、菊陽町方面への右折ができない状況でございます。さらに、西側の空港トンネル手前の右折に関しましても、非常に右折しにくい、見づらい、不便だという声が多くございます。

この高遊オークションから家畜市場先の第3空港線までの道路につきましては、西原村、大津町、菊陽町と3町村にまたがる道路であり、この道路が将来的に県道に昇格することを見込んでの道路拡幅、できますならば片側2車線の道路整備を菊陽町、大津町、西原村の3町村で今後県に要望するよう首長間での協議を現在行っておりまして、3町村の議会におきましてもご賛同いただけるよう、山下議長より両議長へ調整をいただいているところでございます。

先日も、空港のトンネル内で交通事故が発生し、大渋滞となり、大津町、菊陽町方面へ抜ける道がないということで大変混乱が生じた事例がございます。各町村の6月定例会終了後に、振興局、さらに県へ首長、議長で要望できるよう調整をしているところでございます。

この道路が整備されますと、TSMCをはじめソニー、富士フイルム、東京エレクトロン、ホンダなどへ通じる交通網の利便性がさらに向上し、関係企業の誘致、またベッドタウンとしての期待も高まることが予測されます。関係市町村と連携を強化し、早期実現を目指して取り組んでまいります。

本年度末の竣工を予定しております西原運動公園整備につきましては、6月8日に全ての補助対象工事の発注を終えております。今回の発注は、多目

的広場の整備並びに園路舗装、植栽工、照明を含むテニスコート整備、遊戯施設整備工事となっております。

現在施行中の調整池整備工事につきましては、進捗率約75%となっており、8月末の竣工を目指して順調に進んでおります。

この調整池整備工事が終わり次第、その上にテニスコート整備並びに照明灯整備を予定しております。

また、第1、第2駐車場の舗装及び園内道路舗装、駐車場照明工事におきましては既に発注済みであり、発注済みの工事、また今回6月8日に発注しました工事、合わせて全12本の工事が一斉に動くこととなります。

今後は、業者間の調整を密にして、工程管理、安全管理、品質管理等を行い、年度末に全ての工事を終えるよう進めてまいります。

令和5年度、新年度を迎えまして、はや2か月半が過ぎ、人事異動と併せ新課長・局長3名と新規採用3名が各担当課に配属され、慣れない仕事に懸命に頑張っております。一般質問も新課長が担当する案件もございます。どうぞ、温かく柔軟な対応でよろしくお願い申し上げます。

今後も多くの事業が控えておりますが、西原村のさらなる持続的発展のため、議員各位のご指導、ご鞭撻、ご協力を心よりお願い申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、決算処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条の第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)令和4年度西原村一般会計補正予算(第9号)」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,526万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億7,878万7,000円とするもの



でございます。決算見込み等によりまして、予算の増減等を行っております。

歳入におきまして、令和4年度の地方譲与税及び特別交付税等の交付額が年度末に交付されたことや、ふるさと納税災害復興復旧寄附金を災害復興基金に積み立てることについて、年度末までの歳入確定額から算出した額を歳出における基金積立金へ計上する必要がありました。このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)令和5年度西原村一般会計補正予算(第1号)」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億6,868万7,000円とするものでございます。

令和5年3月22日付、厚生労働省の物価・賃金・生活総合対策本部において、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、物価高克服に向けた追加策として、低所得のひとり親世帯やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、対象児童1人当たり5万円の給付を行うことが決定されました。

これにより、県が給付するひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯に対して速やかに現金給付を行うため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

報告第1号、令和4年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回ご報告いたします事業といたしましては、15件の事業でございます。

翌年度繰越額といたしましては、9億6,596万1,000円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源147万5,000円、未収入特定財源の国・県支出金4億1,885万7,000円、地方債4億4,230万円、その他の特定財源64万3,000円及び一般財源1億168万6,000円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第2号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回ご報告いたします事業といたしましては、水道事業費1件の事業でござ

ございます。

翌年度繰越額といたしましては、1,168万1,000円を計上しております。その財源といたしましては、全て一般財源となっております。

この事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、報告第3号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回ご報告いたします事業としましては、工業団地造成事業費1件の事業でございます。

翌年度繰越額といたしましては、3億662万5,000円を計上しております。その財源といたしましては、全て一般財源となっております。

この事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明申し上げます。

続きまして、報告第4号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回ご報告いたします事業としまして、宅地用地造成事業費1件の事業でございます。

翌年度繰越額といたしましては、848万2,000円を計上しております。その財源といたしましては、全て一般財源となっております。

この事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第36号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに西原村総合計画検討委員会を設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

続きまして、議案第37号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明申し上げます。

続きまして、議案第38号、村道の路線認定についてご説明申し上げます。

今回上程いたしました路線につきましては、地元一般住民の通行が多いことから村道認定するものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第39号、公の施設の利用に関する協議についてご説明申し上げます。

西原村の水道施設を使用して、大津町の一部区域への水道用水供給に関し、大津町と協議することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第40号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,310万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,179万4,000円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、総務費国庫補助金8,890万7,000円の増額補正、基金繰入金4,500万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、商工業振興費8,690万2,000円の増で、商品券事業及びLPガス料金負担軽減支援事業の増額補正、また人事異動等に伴う人件費等の組替えを行っております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第41号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出それぞれの既決予定額と同額とし、収益的収入及び支出をそれぞれ2,785万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、支出につきまして、営業費用116万1,000円の増額補正、予備費116万1,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第42号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

西原村運動公園調整池整備工事につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第43号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます堀切多々良線道路改良工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村教育委員会教育委員、荒木均氏は令和5年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和5年7月1日から令和9年6月30日までの4年間となっております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますので、何とぞよろしくご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上、今定例会に提案いたしました承認4件、報告4件、議案8件、同意1件、以上17件につきましては、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）村長より訂正があるそうですので。

○村長（吉井 誠君）すみません、訂正をお願いします。

承認第1号、決算処分等の報告及び承認についてということをご申しました。正式には、決算処分ではなくて専決処分というふうに修正をお願いいたします。

続きまして、報告第1号で、翌年度繰越額といたしましては9億6,596万1,000円を計上するという文言なんですけれども、既収入特定財源を147万5,000円と申し上げておりました。正確には247万5,000円です。修正をお願いします。申し訳ございませんでした。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日14日は本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日14日は本議会議を休会にします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前10時31分 散 会

第 2 号 ( 6 月 1 5 日 )

## 令和5年第2回西原村議会定例会会議録

令和5年6月15日、令和5年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年6月15日（木曜日） 議事日程第2号

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 一般質問   |  |
| 日程第 2 | 承認第 1号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」       |
| 日程第 3 | 承認第 2号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 4 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」     |
| 日程第 5 | 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第1号）」について     |
| 日程第 6 | 報告第 1号 | 令和4年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                        |
| 日程第 7 | 報告第 2号 | 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                |
| 日程第 8 | 報告第 3号 | 令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                |
| 日程第 9 | 報告第 4号 | 令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                |

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君



6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月7日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、4番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

それでは、令和5年第2回西原村議会定例会一般質問通告書に従い、2問、質問させていただきます。

まず1件目は、総合体育館の運営についてであります。

西原村総合体育館も、昨年の落成式後1年以上が経過しました。そこで、この間の利用状況、利用者数、利用団体、利用の形態、運営に伴う収支を、また、昨年の9月の一般質問で、近隣町村での体育館施設の管理費が高額で、これを補うために、民間企業との命名権料（ネーミングライツ）の募集をす  
る計画はないのかと私が質問しましたが、それに対し村長は「体育館の維持管理について、人件費、光熱水費、周辺施設の維持管理など多額の費用がかかると予測しているので、スポンサーあるいはネーミングライツの募集について積極的に取り組んでいく」、また教育長は「ネーミングライツのメリットは、自治体側には施設の運営費のための新たな財源確保であり、企業にとっては、広報やPR、認知度の向上、地域貢献などがある。今後、管理運営の方向性を定めると同時に、企業によるスポンサー料で新たな財源確保を模索していく」と回答されましたが、その点はいかがでしょう。村長並びに教育長にお尋ねいたします。

なお、教育長におかれましては、管理運営の方向性が定まったのか、財源確保を模索しているということであったが、現在のところいかがなのか、回答をお願いします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、総合体育館利用について返答いたします。

総合体育館は、令和4年4月19日より一般利用を開始し、およそ1年2か月が経過しようとしております。令和4年度の実績としまして、村内外から、申請による利用人数ベースで延べ3万9,246人の方々にご利用いただきまして、利用料といたしましては365万4,950円を歳入させていただきました。

また、問題点等の検証、これにつきましてはまだだったか……（「まだです」の声）

ネーミングライツ等の企業を模索したということなんですけれども、私も、さきの議会で堀田議員にその旨返答させていただきました。その後、幾つか、企業さん等とか、よその町村等に話を伺いましたところ、まず、自分ところの電気代だったり通常の維持管理、まずは総合体育館及び周辺の運動公園の整備ができないと、なかなかその募集は難しいということでございまして、まずはその電気代とか人件費等、また、今後できます総合運動公園関係の芝生の整備、緑地の整備だったりとかメンテナンス費用、そういうのを試算したところで企業さん等に提示していかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

また一方で、教育委員会のほうに指示をしておりますのは、成功事例ですね、うちぐらいの1万人前後の市町村におきまして、そういう企業さんと契約したときに、最もいい事例があったら、調べていただいて、現地へ出向いて勉強してでもいいから、まず、そこら辺を総合運動公園の整備が終わるまで調べてほしいということで、私のほうから指示をしているところでございます。

返答は以上でございます。

あと、現在の使用料とか、そういう詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）堀田議員には、平素より社会教育行政、また村の防災・減災に対し、ご支援、ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

それでは、私より、総合体育館の利用状況、詳細につきましてご説明させていただきます。

まず、全体の利用者数は、令和4年度の実績として、アリーナ、多目的室、会議・研修室の申請による利用人数が延べ3万6,517人、また、トレーニングルームの利用者数は延べ2,729人で、合計3万9,246人となっております。1日平均で換算しますと、およそ110人の方が施設を利用されていることとなります。

使用料につきましては、アリーナが189万300円で、うち村外が126万7,100円、多目的室が20万5,500円、会議・研修室が18万1,100円、空調利用が49万

400円、トレーニングルーム利用が86万2,800円、その他として、シャワーや音響設備等で2万4,850円となっております。令和4年度の歳入合計は365万4,950円となっております。

続きまして、トレーニングルームの利用でございますが、会員の登録者数496人のうち、村内の登録利用者が全体の約86%で429人、村外から33人、また村内企業から34人の方に登録をいただき、ウォーキングマシンやエアロバイクなどトレーニング機器で汗を流し、利用されておられます。

アリーナを含めた施設の主な利用団体は、ジュニアバドミントンクラブが週3回、学童バレーボールと空手が週2回、ダンス、太鼓の団体が週1回、それと総合型地域スポーツクラブが月2回、通年で利用されておられます。

また、大会等での利用も増加傾向にあり、昨年度は、バレーボール競技の県中体連、小学生の県大会、全九州大会、阿蘇郡市の中学生大会、バドミントン競技では、中学生の菊池市近隣大会、国体予選会、九州各県庁職員対抗大会などが開催されました。

そのほか、学校保健研究大会、阿蘇郡市PTA連合会主催の阿蘇フォーラム、阿蘇地区商工会青年部大会といった集会、また、村内行事として、二十歳の集いや人権フェスティバル、住民健診、寿生大学、女性セミナー、そして農家さんへの説明会、選挙時の投開票などにも使われ、多種多様な催しで利用されております。本年度も、6月末に行われる阿蘇郡の中体連や7月2日の阿蘇郡市民体育祭も開催予定でございます。このことから、平日の夜間利用や平日の日中利用につきまして多くのニーズがあります。

続きまして、維持管理についてご回答します。

総合体育館の運営費として、3名の会計年度任用職員の報酬として416万5,912円を支出しております。今年度5月より5名の会計年度任用職員が交代で勤務しております。平日昼間は1名の勤務ですが、夜間や休日は2名体制とし、施設の維持管理はもとより利用者の安全と緊急対応体制の確保と対応に取り組んでおります。

光熱水費は年間720万7,603円で、そのうち電気代が714万4,243円となっております。電気代は月平均60万円となっております。利用が増加すれば、電気代もおのずと増加しますので、令和4年度をベースに、節電も意識しながら利用者の不便にならないよう運営していきたいと考えております。

設備管理や点検等の業務委託は445万5,809円となっております。内訳としまして、消防設備、浄化槽の維持管理、清掃業務、自家用電気工作物保安管理、エレベーター保守点検、警備委託などを委託しております。

続きまして、トレーニングルームの運営業務委託です。

トレーニングルームは1,767万9,747円で、株式会社くまもと健康支援研究所に業務委託し、延べ2,729名の利用者の対応と、登録者増加とリピーターの確保のために様々な催しや丁寧な対応を心がけていただくと同時に、トレ

ーニング機器の管理や清掃を行っていただいております。

そのほか、62万7,000円かけて、管理運営上必要となった改修や工事として、ステージ下の台車の改修、多目的室の姿見用の鏡の設置、施設内で死角となる箇所には防犯カメラを増設させていただきました。また、倉庫にも収納用の棚を設置させていただきました。

詳細については以上でございます。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）おはようございます。

それでは、堀田議員から質問のございましたネーミングライツの件を含めて、今後の管理運営の方向性についてどう考えているのかということについてお答えいたします。

さきに村長が話してありますように、現在まだ完全に体育館周辺も含めて完成していません。ですから、完全な利用状況等が把握できてはいません。ですから、最終的にはどれぐらい利用できるのかというのは、完成してからというのが本来の姿でございますけれども、現在、村長から指示がありました、付近の同じような規模の成功事例を収集してほしいということですので、それを手分けして、現在、探しているわけでございます。最終的には、現在は教育委員会が管理しておりますけれども、第三者機関に委託を含めて、今、検討しているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）先ほど費用の面を聞きましたが、やはり収入が365万円に対して約1,000万円を軽く超すと、1,500万円を超すのか……、かなり、やはり予想したとおり費用がかかっております。

住民サービスの面では、利用者にとっては非常によかったのかなと思いますが、ただ、住民の話を聞く上で、トレーニングセンター、トレーニングルームへ行ってみて、誰もおらんので、使っていても自分の専用という感じで、ここにもかなりの費用がかかっておりますね、今の説明で、課長。やはり、こういうところも、ネーミングライツも大事ですが、利用者を増やすという点も多いし、今かなりの利用があったということですが、結構、話の中から減免の対象が多いのかなと感じました。そのあたりも考えながら、やはりPR、利用者を増やすという努力もしていただきたいなと思います。

それに当たって、12月定例会の一般質問で、私が、台風14号で避難所が開設されたが、雨漏りで避難所としての機能が果たせなかったと。この問題に対して、先日、全員協議会において修繕及び改善策の説明を受けまして、もう大体改善されたという報告、費用についても業者、設計会社により負担をさせたという説明を受けました。しかしながら、この修繕までにかかなりの時間がかかっております。そこを質問したかったんですけども、尾崎議員が

後に質問しますので、これは飛ばさせていただきます。

やはり施設が完全じゃないと利用者も安心して使えないという点がありますが、そこで、体育館の雨漏りは解決されましたが、台風14号の折に、ほかに、自家発電の不具合により非常ベルが鳴りやまず、村長は、住民に非常に迷惑かけたと当時謝罪されました。これ私、現場におったんですけれども、先ほちょっと許可をいただいたんですけれども、どういうのが鳴ったかという、（「非常口はこちらです」という放送）これが永遠に鳴っておったんです。非常に避難者の方はこの音に対して不安を感じたということと、これに対して、当時は非常電源等の接続の不具合と。これに対してどう対処されたのか。

また、体育館のルーバーも台風被害で破損して、破損したルーバーが風で飛ばされて、私、上から見ておったんですけれども、私の車もそうですが、それが勢いよく自分の車に当たりはせんだろうか、破損はしないだろうか。その飛ぶ姿を見たときに、ここに人がいたなら大けがをするんじゃないかと。たまたま飛んだときが深夜で、人がいなかったからよかったものの、避難途中の人が外にいたならば大けがをする。ひょっとしたら死を、重傷、そういう大けがをするような状況を目の当たりにしましたが、この復旧工事に対して、破損前と同等な修理でないと保険は出ないということでありました。

それでは、また同じような台風、前回は14号、かなり大きいという予測でしたが、幸いにして進路がずれてあの程度、そこまでない台風、台風は台風でしたが、あれで雨漏り、停電の非常、そしてルーバーの飛散。本当に修理はしたのか、ほかのルーバーにしろ、住民の安全が確保できているのか。

やはり避難所というのは、人の生命を守るために造った、その避難所が人の生命を脅かすような施設ではどうにもならないと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問のとおり、私も当日は現地へ出向いていまして、雨漏り等、一番ショックだったのは、やっぱりルーバーが飛んで、本当に人に当たった場合は、大けが、または命に関わるような、結構な1枚が大きなもので散乱していましたので、もう本当に心配をしました。

当時は、すぐ施工業者、設計会社を呼んで、対策を取るよという点と、一回三者で集まって点検をしてくれということで、今年の2月に全て集まっていたいただいて、全てのチェックを行っていただいております。

また、ルーバーに関しては、このままだとまた同じような結果になりますので、そこら辺は施工会社のお知恵をお借りして、飛散しないように二重に連結して、ボルトをさらに強化して、あとは、さらにその上からネットをかけて飛ばないように整備をしていただいているところでございます。もちろん、それできちんと対応できるかどうかは100%とは言えませんが、

今後は定期的に、台風が来たときには、職員が目視等で、ひどいときには30分置き、1時間置きに見て、危険がないかというのを調査していければというふうに計画をしているところでございます。以上でございます。

補足がございましたら、教育課長のほうよりルーバーの補修について説明をいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）ルーバーの台風被害での補修工事について説明させていただきます。

目隠しフェンスでありますルーバー自体は、もともとの基礎になります建具の部分が壊れないように、強風以上、30mから46mの範囲というのが熊本県で定められておりますので、基準風速32mを基準に設置されたものでございますということは、補正予算を取るときにご説明させていただいたんですけれども、その中で、基準の柱が壊れないように外れるようになっているものでございます。

ただ、そこを超えた風が一方向から吹いたために外れたということであったので、今回、原形復旧ではございますが、原形復旧の中で、それがまた外れないように裏から補助具をかぶせるというような対応と、それともう一つ、外れた場合でも、屋外といいますか、下等に飛散しないようにネットを全部かぶせて固定しておりますが、ルーバーの今回の補修工事という形で進めさせていただきます。

ルーバーのことについては以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）雨漏りは補償というところだったんですけれども、ルーバーも、32mまで、当時32mなかったと思うんですね、はっきり言って西原村のは。それで壊れたということは、補償で対応すべきじゃなかったのかと私は疑問に思っています。それに、今回、一般会計予算に一般財源で半分を計上してあるということは、ちょっと納得できないのかなというところでは。

それと、自然災害というのは、いろいろ大災害が来ますが、インタビューを聞いていただくと、ほとんど災害を受けたところは、「想定外の雨が降りました」「想定外の風が吹きました」「想定外の揺れが来ました」、想定外なんですね、全て。ですから、やはり基準はあるんですけれども、想定外に対応するような施設じゃないと、やっぱり信用がない。信用がないということは、ネーミングライツの募集をしても、なかなか応募が来ないんじゃないかなと思いますので、そのあたりは、しっかり想定外までの施設というのを造っていただかなければ、人の生命・財産を守る避難所としての役目は果たせないと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）想定外に備えてなんですけれども、今のところ、補助事業等で補助金をもらうに当たっては、やっぱり国の基準とかを遵守しなければもらえないというか、それ以上やったときには、村の単独費を使ってしなければいけないということになっておまして、その基準を超えた場合の、どれくらい強化等をすれば大丈夫かという、またそういう基準もなかなか難しいかなというふうには感じております。

ただ、施工業者等より、もうこれは危ないんじゃないかという話が、工事の中では、担当の監督員によっては、私も土木を経験していましたので、そういう声がございます。そういうところは、どうしてもその経験上、飛ぶんじゃないかとか、壊れるんじゃないかということに関しましては、多少、単独費を突っ込んででもやるべきんじゃないかというふうに思っておりますけれども、基本的には現状の国の基準に沿ってやらざるを得ないという返答しかできないのかなというふうに思っております。

また、国のほうも、災害が起こるたびに毎回改正はされておりますので、後出しにはなるんですけれども、現在そういうふうな形態でやっていくしかないのかなというふうに感じているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○4番議員（堀田直孝君）今、説明を受けましたが、やはり国の基準とか、そういうのが大事ではありますが、竣工検査時点で、そこでちゃんと検査が完成しているのか、ちゃんとした検査がされたのかなという疑問もありますので、そのあたりも、いろいろ今後施設を造るに当たって竣工検査も、本当に手抜きではなかったのかとか、そういうあたりを徹底して検査していただきたいと思えます。

では次、続けて2問目に入ります。

2問目、銀行ATMの設置の状況について質問いたします。

村長の選挙公約に、「村内に銀行ATMを設置するための協議・検討を行い、住民サービス向上を目指します」とありましたが、もし協議・検討がされているのであれば、どこの金融機関と設置場所等など、その進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えをいたします。

銀行ATMにつきましては、令和4年第4回定例会の一般質問で設置についてのご質問があったと思えます。坂本議員だったと思えます。

当時の内容としましては、できるだけ早い時期に要望に応えることができるよう積極的に取り組み、今後は設置箇所や費用面等を含め具体的な協議を進めていきたいという旨の答弁をさせていただきました。

現在、1つの金融機関より大変前向きな返答をいただいております。ATM設置に向けまして、より具体的な協議に入っているところでございます。



設置場所につきましては、まず初めに住民の皆さんが利用しやすい、また、できるだけ利用があるように、村外の方からも分かりやすい場所、次に、実際にその場所で建物が設置できるかどうか、面積、電気、光ケーブル等を含めたところでの検討、あとまた、防犯面、最近、振り込め詐欺等ございますので、金融機関からの見解や要望も伺った上で、現在、西原村商工会事務所の西側、運動公園敷地内ではどうかということ協議を進めさせていただいております。

現在は、仮にこの場所にATMを設置した場合、概略設計、設置費用、また維持管理費用等の算出、それに伴います村分の費用負担等を含めたところで、金融機関のほうで準備をされているところでございます。その結果を受けて、合意が得られれば、予算計上や契約を交わし、設置に向けて進めてまいります。お尋ねの契約後のスケジュールとしまして、ATM設置に関する許認可申請が2か月と、ATMブース作製に2か月、現地での施工工事に約1か月、合わせて5か月程度の工期を要するのではないかとこのように伺っております。

村負担分の予算計上も今後お願いしなければなりませんので、別途、臨時議会か次の定例会のときに、また、時期的に場合によっては運動公園の工事と重なり、スケジュール等、遅れが生じることも予測されますが、まずは設置場所、村負担等の資料が出そろったところで議員の皆さんに相談し、了解が得られれば、予算の計上、契約、それから設置に向けて進めていければというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）現在、肥後銀行の移動店舗車両HarmoniCar（ハモニカー）1号が、ここに2台ありますけれども、1号車が毎週火曜日に小森団地にて営業されております。この移動店舗車は、新規口座開設、預け入れ、引き出し、振込、公共料金の支払い等、銀行の全てのサービスができる機能を備えております。このことを知っておられる方は、団地の住民のほかに、村民の一部の方は利便性がよいと利用されておりますが、このことを知らない住民の方も多数おられます。

そこで、この移動店舗車HarmoniCarの巡回日とかを村民に、民間ですけれども、公的に周知することはできないか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）話を聞いていても、なかなか住民さんが、まだ、あつたのも知らなかったという話も聞きます。大きいバスが止まっていたというのは聞くんですけども、その中で、例えば通帳に記入したりとか、金融機関の簡易な手続ができていたと知られていない住民さんもおられましたので、周知を前向きに検討していければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）ATMの設置についても、金融機関さんは採算を重視されます。そこで、例えば、HarmoniCar号の利用率も上がれば、ATMの設置も——肥後銀行さん、先ほど名前は出されなかったんですけども、多分想像ではそちらではないかと思いますが——早まるのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）現在のHarmoniCarなんですけれども、週に1回、1日当たり約55件ぐらい来ておられまして、銀行さんに話を伺うと、住民さんはもとより工業団地等、昼の昼食時に利用客が多いという話を聞いております。

銀行等の近隣市町村の負担の形態は、例えば1日当たり100人未満だと幾らとか、100人から200人だと幾らとか、400人以上であれば無料とかいう形態になっております。そこに、一番最初にATMを設置されるときに、ある程度の金額を村が負担するのか、負担しないで月割りで払っていくのかという形態になるかと思えます。まずは、銀行さんからどれぐらいの金額が出てくるのかを、恐らく月当たり、利用客が少なければ、最高で多分30万円ぐらいになるんじゃないかとは予定はしているんですけども、それも設置時に負担をしない場合です。恐らく設置時に幾らか負担をしておけば、月100人未満でも、10万円とか20万円単位じゃないかというふうに思います。また、数が増えて、300人、400人になれば無償という条件もありますんで、積極的に宣伝・広報して行って、住民の皆さんになるべく、村内外の皆さんから使っていただけるようなやり方を銀行さんと一緒に進めていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○4番議員（堀田直孝君）まとめます。

先般、私も肥後銀行の支店長とお話しする機会がありまして、このHarmoniCar、これも非常に便利がいいということで、ずっとこのまま、ひょっとしてこの車両が、もともと被災地の利便性を確保するための車両でございましてということで、他市町村でもし大災害があったら、よそに回る可能性もありますということだったんですけども、ATM以上に便利がいいので、できるだけ置いてくださいということをお願いしたところではあります。それと同時に、やはり利用率を上げるのが一番じゃなかろうかと思えますので、利用率を上げて、先ほど村長が言われたとおり、利用率が上がれば村負担も減るということで、できるだけそのあたりの周知もしていただいて、ATMの設置が一日でも早くできて、村民の利便性を図れるように努力していただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（山下一義君）受領番号2番、3番議員、小城保弘君、件数1件、発言を許します。

（3番議員 小城保弘君 登壇 質問）

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

一般質問通告書に従い、質問させていただきます。

村内集落の公民館及び街灯の電気料についてお伺いいたします。

電気料の助成について。LED電灯の交換について。

物価の高騰により電気料も大変な値上がりが続いており、公民館や街灯の電気料が集落内で大きな負担になっているという話があることを集落の区長さんから伺いましたので、ちょっとお尋ねいたします。

このように言いましても、集落、集落が漠然としておりますので、集落の区長さんに、私、日向部落というところに該当しておりますので、私の部落とほとんど一、二軒しか変わらない集落の区長さんでしたので、一応、私の集落の電気料の支出を基本に話してもらって、それから質問にまいりたいと思います。

私の部落が19軒です。65歳以上の家族が11軒、65歳以上の独り暮らしが7軒ということです。すれば65歳以下の家族というのは1軒しかありません。その中で、電気代、街灯代が12か月、これは令和4年度の結果でございますけれども、街灯代が12か月で4万6,460円、公民館の街灯代が5万55円、これは別であります。浄化槽点検、全部1年間を通して4万7,080円です。大体19軒の部落、高齢者ばかりの部落で15万円ぐらいの負担金を年に払わなければならないということで、どうしたらいいかということでありましたが、電気料が高いので、LEDに少しずつ助成をして替えてもらえはしないだろうかということが今回の質問です。

LEDに替えれば、ある電気屋さんへ聞いたら、電気料が3分の1から半分ぐらいで済むですよとか、寿命が3年から5年もちますよというふうに聞きました。普通の白熱電球と比べて、街灯を替える場合も、今までは、うちの公民館長さんが、はしごを持って登って替えておられましたけれども、はしごから落ちてけがをしたという事例もありましたので、もう皆、業者さんに頼んでおりますが、1戸当たり2,000円から3,000円の交換料がかかりますので、ここを何とかしてもらいたいと思います。

こういった話も、いろいろ集落で、私が話しましたように、20戸以下の過疎の集落と言うと語弊がありますが、大きな集落と、いろいろあります。全体的にLEDも、大変、私の聞いた話では、定かではございませんが、3分の1ぐらいはもうLEDになっておるから、過疎地域の奥に入ったところが、まだ白熱電球がついておるということでございますので、そのところはいかがなものかということを知りたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

(村長 吉井 誠君 登壇 答弁)

○村長(吉井 誠君) 小城議員のご質問にお答えいたします。

質問は、多分、①、②一緒だったかと思うんですけども、小城議員よりお話がございましたとおり、規模が小さい20戸以下の集落になりますと、お尋ねの街灯設置や、また電気料のほか、公民館の維持管理、保険料や浄化槽の維持管理等、集落を最低限運用していく費用に対して、1世帯当たりで負担しなければならない区費は大変大きく、ご苦労なさっていると思います。

まず、物価高騰によります電気料の値上がりにつきましては、九州電力に確認しましたところ、ウクライナ情勢や為替等の影響で燃料価格が上がっており、燃料費等調整額として電力会社は電気料金に加算をしておりますが、令和5年2月より、国から直接、電力会社に電気料金軽減措置として割引を実施されております。キロ当たり7円だったかと思えます。

また、九州電力、関西電力、中部電力は、6月の電気料金改定を行っていないため、九州電力では、燃料費等調整額の価格より国の軽減措置の価格のほうが上回っており、2月からは電気料金が下がっていると思えます。

実際に村管理の防犯灯、全部で555件ございますけれども、電気料を比較してみますと、1月分が25万3,672円、2月分が17万1,070円、前月比、1月と2月の比率にしますと約67%の減になっております。

防犯灯1本の価格を比較してみますと、40Wの防犯灯で、1月分の料金が約342円、2月の料金が233円と、やはり3割以上安くなっているところでございます。

近年の同月の金額を比較してみますと、令和3年5月分が約21万2,000円、令和4年5月分が約25万円、令和5年5月分が16万円ということで、去年と比べたら30%程度の軽減になっている状況でございます。

公民館でも同じように建物の大きさや使用電気量でも変わってきますが、国の試算によりますと、標準的な家庭で30アンペアの契約で、月400kW使用する家庭で月2,800円の負担軽減になっているというふうにされております。

今のところ、国からの電気料金軽減措置は今年の9月までというふうになっております。10月に関しましては、今の電気料金の軽減額が、半分の7円から約3.5円安くなります。11月からは未定となっております。

現在は、そのような状況から、国の措置等もあり、以前より電気料が下がっているということで、村単独での電気料金の助成については今のところ難しいんじゃないかというふうに思っております。

また、集落の公民館の改修等につきましては——LEDの話なんです、2つ目の話なんですけれども——LEDの改修につきましては、集落公民館等の改修等につきましては、現在は文化施設事業補助がございます。集落公民館、集落公園等に対する補助、50万円以上2,000万円までの事業費で、補助率は3割以内となっております、2,000万円を超える分については2割以内とな

っております。電灯改修で、電灯の大きさや種類により価格が違いますので、どのくらいかかるかは分かりませんが、補助要件に合えば補助の対象になるかと思っております。

集落内の防犯灯につきましては、集落によりましては、地域づくり補助金を活用して、これまで防犯関連の座談会を開いた上で、防犯灯の設置場所を検討してつけられている集落もございます。業者に伺いましたところ、防犯灯の標準的な蛍光灯をLED灯に替える費用は、1基当たり、九州電力への手続等を含め約2万5,000円程度というふうに聞いております。

各集落の防犯灯につきましては、村のほうでは把握しておりませんので、まずは、できれば、各集落設置の防犯灯の蛍光灯の本数、LED電灯の設置数や設置率、また、その集落が1世帯当たり外灯を何個設置しているか等を調査してみたいというふうに思っております。

小城議員が言われますように、集落の戸数が少なくても、原野の賃貸等で使用料が入って区費が少ない、あるいは全くない、区費を出さなくていいという集落もあるというふうに聞いたことがございます。一方で、1戸当たりまたは1世帯当たり万単位の区費を払っていかないと集落を維持することができないという集落も本当に多くなってきたというふうに認識をしております。

その中で、小城議員が申されますとおり、年金暮らしのお年寄り世帯に万単位の負担を強いることになると、本当に心が痛むところでございます。これから超高齢化社会を迎え、どの集落でも近い将来ますますこのような案件が増えてくるんじゃないかというふうに予測をしております。

この小城議員のご質問を機に、それぞれの集落の今後の維持管理、在り方について喫緊の課題と捉えて、議員の皆様と一緒に取り組んでいかなければいけない事案だというふうに認識をしております。

街灯のLED化につきましては、消費電力量も、先ほど言われましたとおり、LEDにしますと約30%から40%の削減が見込めるということで、脱炭素化社会に取り組む本村としましても積極的に推奨するものでございます。

お尋ねの集落内のLED灯の交換につきましては、文化施設補助金や地域づくり補助金等、現行の補助金等を活用して、集落1世帯当たりの街灯設置戸数や、集落を維持していく上での区費の1世帯当たりの負担額等も考慮しながら、現行制度の文化施設や地域づくり補助の拡充を図り、各議員、また村の財政面とも相談しながら、できる範囲で今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○3番議員（小城保弘君）今、村長にお話ししてもらったとおり、確かに、令和5年度からだんだんと電気料も下がってきております。あれ見ますと、やはり地域によって、言われましたとおりに原野税とかなんとかで裕福な地域

もございますが、20戸以下の集落で、独り暮らしの老人とかがいっぱいおられるところは、下がっても、やはり万単位の金を年間払わなければならないというところが大体ほとんどでございまして、話を聞けば。原野税とか、いろいろなところから入ってくれば払わなくてもいいとか、人間がいっぱいおるところはいいと思いますけれども、やはり過疎といいますか、人口がだんだん1人減り、2人減りしていくのは、非常に苦痛になっておるという話も聞きます。

どうかしましたら、もう独り暮らしで、「どこへも行かん、公民館へも行かん、俺は部落もやめる」と言っている人もいるという話も聞きました。そういうことになれば大変なことになるだろうと思いますので、やはり弱者の集落にも何かの方法で灯を据えてもらえたら大変助かるなと思います。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）もう本当、小城議員が申されますとおり、喫緊の課題として捉えていきたいというふうに思っております。

国も、国の制度としましても、過疎地域とか、辺地地域とかいうふうに指定して、やはりなかなか運営が難しいところに対して何らかの制度がございまして。そういうのをヒントに、村も、高齢化率が高いとか、今後どんどん少なくなっていくところに対しては、そういう過疎制度というのの地域版を目指して、議員の皆さんと話し合いながら取り組んでいかなければならないというふうに感じております。今後ともよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）今の話を聞きまして、少しほっとしたところですが、村の発展に、過疎の人たちも、集落の小さい人たちも、安全・安心で楽しく暮らせるように、村としてもやってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時54分）

（午前11時08分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、2番議員、高本孝嗣君、件数3件、発言を許します。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 質問）

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本孝嗣。

通告書のとおり3件の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、新所周辺の道路網の整備についてということで、緑ヶ丘地区から県道堂園小森線までの間の道路改良及び新設計画はないかという質問を

させていただきます。

今回の質問に対しましては、新工業団地に伴う通行やJR線の空港までの乗り入れ線など、今後様々な想定がされるであろうと思っております。今回の議会初日、熊日の13日の新聞には、熊本県は、TSMCの新設に伴い、交通渋滞対策として国が整備を進めている中九州横断道路に新たなインターチェンジの設置を目指す方針を示しました。また、隣の大津町では、TSMCの菊陽町進出による交通量の増加を受け、熊本空港までのアクセス改善に向けて、町の南北を縦断する道路を整備する方針を明らかにしました。

当村におきまして、熊本市中心部や熊本空港までの道路は、高遊地区の県道堂園小森線が主流であります。近年、大津南部道路、通称県の家畜市場前の道路でございすけれども、の利用が多くなっているように感じております。

先般、村長は、県家畜市場前の道路を菊陽町戸次地区を通るルートを協議しておられるとのことで、菊陽町、大津町と協力をいただいて新しい道路改良を計画していくならばと説明がありました。そのルートが完成しましたら、ますます西原村への車両、また西原村からの車両が増えるであろうという想定がされます。

大津南部道路への車両通行増加は、当然ながら、高遊西地区、緑ヶ丘地区、鳥子工業団地地域へのアクセスを利用されると思いますが、緑ヶ丘地区や新所地区には児童生徒が多く見受けられます。また、健康増進のため、道路を歩かれる方が多数見受けられます。しかし、緑ヶ丘地区を通る南北道路は狭く、歩道もないような状況でございす。まずは、道路の状況をどう思われておるのか、また、拡張または歩道の拡幅等の改良の考えはあるのかをお尋ねします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）高本議員よりご質問がございました新所周辺の道路改良計画の有無についてお答えいたします。

ご質問にありました区間につきましては、結論から申し上げますと、お尋ねの緑ヶ丘地区から県道堂園小森線へ通ずるバイパスの計画は、今のところございせん。しかしながら、新所から緑ヶ丘地区につきましては、大津町へ抜けます重要な生活道路であると認識をしているところでございす。ご質問にございましたように、新たなバイパス整備が理想ではございすが、一部宅地がありますことから、事業費も膨大になるものと予測をしているところでございす。

本来、住宅地の道路整備につきましては、地域の発展や将来の需要を考慮した計画に基づいて行われるべきでございまして、交通量や地域の成長予測などを考慮して道路計画を策定しなければならないというふうに思っております。

ます。

将来的には、JR豊肥線肥後大津駅より熊本空港アクセス鉄道が整備されたときに、空港周辺、西原村の一部に関しましては、交通量の増加が予測されます。現時点でJRの整備計画の詳細は分かっておりませんので、新所地区に新たなバイパスを整備するのは時期的に尚早かというふうに感じております。

今回、新所地区におきましては、地元区長さん、また土地改良区の要望を受けて、今回の定例会で路線認定の議案を上程させていただいております。後日ご審議いただきますが、新所公民館西側の小森土地改良区所有の南北に走る農道でございます。こちらにつきましては、新所地区と県道堂園小森線を南北に結び、地元住民の生活道路として現在利用されているところでございます。また、今年度の当初予算におきましても計上させていただいております県道堂園小森線と新所地区を南北に結びます下新所下原3号線につきましても、現在工事を進めているところでございます。

当該路線につきましては道路拡幅工事でありまして、既に一部発注も終えております。当面は、この路線の早期完了を目指して、利便性の向上を図っていききたいというふうに思っております。

あわせまして、空港アクセス鉄道関連の計画をいち早く情報収集に当たって、新所地区に限らず、西原村での快適な生活道路の整備に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）私が2個目の質問をしようかというところでございましたけれども、2個目の質問に際しまして、村長のほうから、新所から県道までのバイパスを計画する、村道認定を計画されておるということでありました。

今回の質問に際しましては、どうしても、通称家畜市場の前の道路を大津の南部道路と言いますが、あちらから抜ける道がどうしても西原村の方向に、今3本ありますけれども、やっぱり手薄になっているんじゃないかなというふうに考えております。特に工業団地前を通ります道路から、やはり小園周辺を通りまして、そのまま大津岩坂線に下る線についても、やはり狭い状態でございます。あれから抜けてくる車、または先ほど言われましたけれども、やっぱりJR辺りが整備されますならば、あの辺からまた緑ヶ丘付近が集中的に車両が多くなるんじゃないかなという想定はついておるわけでございますけれども、大津町が南部の縦断道路の整備計画を立てておりますので、西原村もできるだけ早く大津町との協議の中で、西原村への乗り入れ、または緑ヶ丘周辺の整備計画を、西原村が先取って整備計画を打ち出せば、それに沿ったJR辺りの計画もなされるんじゃないかなというふうに思っておりますので、是が非でも村長におきましては、道路網、特に新所北



側の緑ヶ丘付近辺りの周辺整備をよろしく願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高本議員が申されましたとおり、まずは、私が提案理由のときに述べさせていただきました家畜市場の道路の右折ができるように、各町村と、大津町、菊陽町と連携して第一に考えていきたいというふうに思っております。

また、昨日の熊日の1面に載っておりました大津町から西原村に關しましての道路につきましても、大津町町長より話を受けておりました、できるだけこれから先は町村間で協力しながら、大きい道路につきましても、要望なり予算獲得なり動いていかなければいけないというふうに思っております。また首長も、併せて議会の皆様もご理解、ご協力を賜って、議長会のほうでもお願いできればというふうに思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）次、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）本当に南北道路ということで、西の方向に、熊本市へ向かう道路は非常に整備されているというふうに感じておりますけれども、今度、TSMC関係の関連で北側に工業団地ができるわけですがけれども、そちらのほうは、やっぱり今言われたように、大津町と連携を取って整備をしていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

続きまして、2問目の質問にいきたいと思います。

山西小学校周辺の道路改良についてでございます。

近年、学校周辺の住宅が増え、小学校正門前から東方向への通学路を利用する児童が一段と増えているように感じております。また、学校への児童送迎のための車両も増えているようにうかがえます。

そこで、学校北側の村道の改良、延伸計画と、また、学校南側の村道——旧県道ですがけれども——の拡張計画はないかということでお伺いしたいと思います。

小学校正門近くには山西団地があり、近くにお住まいの方々の健康増進のための散歩道、山西小学校正門前を通行される多くの方が見受けられます。また、近年天候によっては、児童の保護者の車による送迎も増えており、正門前の道路を部分的に拡張されていないところもあります。山西小学校は有事の際の避難所に指定されております。緊急車両の往来がスムーズにいくよう、また、子どもたち、歩行者等が安全で安心して通行できるような拡張計画はないか。また、あわせて小学校南側は学童・児童の送迎用の車両が結構通っております。村道も、正門側と同じように送迎の車両や散歩道として利用者が非常に多くなっております。有事の際の緊急車両がスムーズにできるように、道路としてこちらのほうも拡張計画はできないか、お尋ねしたいと

思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）山西小学校周辺の道路整備ということなんですけれども、村内の通学路や各学校周辺の安全確保につきましては、2年に1回、総務課、教育委員会、建設課、各小中学校の校長先生、またPTA会長、大津警察署、阿蘇地域振興局などで構成されます交通安全プログラムを実施しているところでございます。

ご質問にございました山西小学校正門前から東側の改良計画につきましては、正面西側の歩道整備が完了しております、東側の計画は今のところございません。学校南側の学童保育のほうにつきましても同様でございます。

高本議員のお尋ねの学校正門前から東側、交差点までの村道につきましては、以前、交通安全プログラムの中で、危ないとか、何か対策はできないかということでご指摘がございまして、現在の道路の路肩にカラー舗装で、緑だったと思うんですけれども、緑のカラー舗装をやっております、ドライバーの視認性を確保する安全対策を現在のところ行っているところでございます。しかしながら、学校正門前は、時間帯によって児童の送迎の車両が多く、危険であるという話も、今も伺っているところでございます。

山西小学校につきましては、PTAを通じて、送迎の際は、学校南側の旧県道から大塚床屋、桂店を通過して、種場所で降ろして、学校正門西側へ一方通行で送迎するようお願いをされているという話を聞いております。正門から東側につきましては、大庭音楽事務所から山西公営住宅に入る三差路から、それから東側、万徳公民館、消防詰所を通過して旧県道の四差路までの区間につきましては、本当に車幅も狭くなっているにもかかわらず、特に朝の通学時のときにはスピードを出す車も多く危ないということで、地元の万徳区からも、どうにかならないかということで要望が現在上がっております。

また、南側の旧県道におきましても、一部は狭く、離合が困難な場所もあり、スピードを出して通過する車も少なくないということで、特に雨の日は車も多くなり、危ない、怖いという話を伺っております。

この問題につきましても、道路を整備するだけではなく、保護者や地域住民の協力も必要不可欠ではないかというふうに思っております。いま一度、送迎の保護者様には、通学路の安全に配慮し、運転の際には注意を払っていただきますよう、学校やPTAを通してお願いしていくなればというふうに思っております。

また、議員がお尋ねの山西小学校周辺の道路改良につきましては、現在、道路拡幅の計画はございませんが、交通安全プログラムや、万徳区と協力・協議し、まずは通勤、通学、送迎等の際の住民への安全対策に対するご協力のお願いと、併せて学校周辺の通学路対策、道路整備については財政面等ございますので、補助事業等をこれから探していきながら、歩行者や児童の安

全対策に取り組んでいければというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）やっぱり山西小学校の周辺というのは、どうしても児童の送迎の車両が多くて、我々保護者の時代には、学校の取決めで、一方通行だったり、どちらかの地域は東側から、どちらの地域は西側からと、そういった取決めでしながら送迎のルールがあったような気がしております。今でもまだ道路が狭く感じておまして、今は車両もある程度大きくなっておまして、ワゴン車あたりの送迎が結構車両としては増えております。要は、やはり車両がそれだけ大きくなると道路が狭く感じられますので、その辺も早急に道路の拡幅なり、計画をしていただきたいなというふうに思っております。

何分、車両が本当に増えているのにびっくりしました、種馬所が満杯になるような状態で、何か今日は催しがあるんじゃないかなろうかというぐらいの車両が止まっていることも多々ありますので、その辺も併せて、やはり村としてはできるだけ早急に協議していただきたいというふうに思っております。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）すみません、安全対策についてなんですけれども、建設課長より詳しい説明がございますので、建設課長より説明をさせます。以上です。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）私のほうから、具体的な通学路の安全対策についてご説明いたします。

学校正門から西側については、昨年9月に歩道整備を含めた道路改良事業が既に完了しておりますので、正門付近が、特に幅員が狭く感じられることと思っております。

さきに村長が申し上げましたとおり、仮に補助事業で整備するとなった場合、調査から計画、事業認定等に時間を要します。あわせて、財政面からの費用対効果を考慮した上で実施の判断をすることとなります。しかしながら、ご質問のとおり、現状での安全対策は喫緊の課題でございます。このため、早急な対応策としましては、幅員が狭くなっている前から、路面標示等を追加してドライバーの注意喚起を行う等、また、看板等の設置も含めた通行車両の速度を抑制する対策を検討していきたいと思っております。

また、既に施工されております正門東側の路肩のカラー舗装、こちらについては、全国的にも幅員の狭い通学路等では一般的によく施工されておまして、一定の速度抑制効果があるものと思っております。このため、学校周辺の村道をまた建設課のほうで精査させていただきまして、必要であれば、そのカ

ラー舗装等の範囲を広げ、設置する等の対策を検討したいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）ぜひ早急に、検討ではなく実施していただきたいというふうに思っております。

続きまして、3番目の質問にいきたいと思います。

住宅用地についてということで、近年、TSMC建設に伴い、工業団地用地はもちろん、住宅用の用地も近隣町村では大きな問題となっている。県でも、土地不足を打開するため、農地転用を促す考えがあるということで県は言っております。

当村においても、住宅用地の乱開発にならないよう、用地の提供できる箇所として地域指定等を行ったかどうかという質問でございます。

TSMCの関連で、近年、当村の道路網等の整備計画が作成されているのうかがえますけれども、当村におきましても、新工業団地の造成計画が着々と進んでおり、農工併用の村として、工業の受皿としても頑張っていかなければならないと思っております。

道路網の整備計画はもちろんのことであるが、住宅用地の提供も必須ではないかというふうに感じております。住宅用の用地の提供は、村にとってはまたとないチャンスではないかというふうに考えております。ここに来て、住宅用地を求められている状況があるならば、河原地区の活性化と河原地区の少子化対策を考慮し、河原地区の住宅団地整備計画を策定し、住宅用地の提供の場として地域指定を行い、現在ある補助要綱等をより一層充実して、新たな地区的指定の要綱等の整備をしてはいかがかなというふうに思っております。

例えば、今、高遊地区に準都市計画区域等々がありますけれども、そちらと同等の整備計画があるならば、村としては住宅補助の要綱にのっとり提供できるよう緩和措置を設けるなど、配慮してはいかがかというふうに思っておりますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えいたします。

まず、準都市計画とかいう整備についての話でございます。

西原村におきましては、平成26年4月に大字布田地区の一部を準都市計画区域として決定され、現在運用を行っているところでございます。

そもそも準都市計画と申しますのは、都市計画区域が一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域として指定されていますのに対して、準都市計画は、積極的な整備または開発を行う必要がないものの、そのままの土地利用を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市として総合的に整備、開発及び

保全に支障が生じるおそれがある区域について指定されているものでございます。

その区域の中で、用途地域等を含めて開発できます建築物等を規制し、運用することも可能となりますが、現在、西原村では、地区の指定のみで、その用途地区を定めておりません。

この用途地区につきましては、例えば住居専用地域、居住地域、商業地域、工業地域等、エリアごとに大体13の区画に指定が可能となっておりますが、それぞれの用途地域区分で建設できる建物の種類や用途、規模や面積が異なるわけでございます。

仮に準都市計画地域を拡大して用途地域を指定した場合は、現状の土地利用状況や今後の事業展開との整合性が合わず、不利益を被る方も結構いらっしゃるのではないかとというふうに想定はしております。

また、新たに建蔽率や擁壁率の制限、新たに建物を建築及び既存の建物の増改築などをされる際の建築確認申請など、現状と比較すると住民の方々の負担も非常に増えるんじゃないかとというふうに予測をしております。

空港周辺の3か町村につきましては全て都市計画区域でございます。益城町、菊陽町、大津町、用途地域の指定についても、特定の区域にそれぞれ設定をされております。

将来を見据えますと、都市計画区域の見直しや用途地域の指定等も視野に入れながら検討することは必要であると認識をしておりますが、当分は、現行の準都市計画区域における規制のほか、現在の西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例に基づき、適正な開発行為の実効的な運用を図り、美しい町並み景観や農村景観に配慮した計画的な土地利用へ誘導するために、村内の開発行為に対する適正な指導及び助言等を行ってまいりたいと考えております。

しかし、それと並行して、やっぱり議員の皆さんと、例えば委員会等をつくっていただいて、今後の西原村の用途を、河原地区も含めまして、どのようにやっていったらいいかというのは、喫緊の課題として取り組んでいかなければというふうには感じております。もう菊陽町、大津町も地価が相当上がっておって、最近では、こちら側にアパート、マンションを建てたいということで、相当数、急激に問合せの件数が増えております。その中で、やはりこのままやっていいかという疑問もございますので、できれば議員の皆さんと一緒に検討して、早急に解決できればというふうに感じております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）今、山西地区のほうも、そういった準都市計画あたりをすれば非常に厳しいと。厳しいということは重々分かっておるわけですけども、私が申し上げたいのは、準都市計画まではいかないけれども、そ

れに沿った指導等がきちとなされていけば、それに伴って補助やらはやったらどうかと。

ただ、補助をやるのに、山西地区にやるんじゃないかと、やはり先ほど言いましたように、またとないチャンスの時期ではないかというふうに思っております。河原校区内の住宅を増やす、子どもたちを増やすという意味から、河原地区に対して、あちらのほうに住宅を整備させていただくならば、そういったやつを緩和させていただくなら、そちらのほうに住宅を村としては促していくというような方向の考えを持っていただいて、西原村は河原地区を重点的にそういったエリアを設けているよという、そういった打開策を持っていただきたいなというふうに思っております。

本当にもう住宅の用地が大津町、菊陽町辺りが足りないということであれば、それをチャンスとして、西原村としては、「河原校区は重点的なそういった地域に指定しておりますよ」というような、何か打開策を持っていただければ、もう少し河原の活性化にもつながるんじゃないかなというふうに思っておりますので、村長もその考えの方向でどうおられるのか、河原に対しての抱負をお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）河原地区におきましては、議会のほうで河原活性化委員会を設けていただいております。その中で、今後話をさせていただく機会を設けていただいて、今後の河原の土地区画整理等、住宅整備等も併せて協議をさせていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）要綱あたりで、やっぱり補助金の要綱が、子どもたちに対する要綱だったり住宅に対する要綱ということで、先ほども申し上げましたように、河原地区に対しましては、その要綱に沿ったやつがなかなか、今まで要綱ができておりますけれども、実質稼働はしておりませんとか、該当する方がいらっしゃらないということでございましたけれども、河原地区に対しては緩和をして、できるだけそういった方々を導いていただくような方向策を持っていただきたい。そこに河原活性化の委員さんたちがいらっしゃるのなら、それと併せて村と一緒に執行部となってその辺を協議していただいて、できるだけ河原のほうに促すという方向性を見いだしていただきたいというふうに思っています。

以上で、質問を終わります。

○議長（山下一義君）受領番号4番、7番議員、西口義充君、件数3件、発言を許します。

（7番議員 西口義充君 登壇 質問）

○7番議員（西口義充君）7番議員、西口です。件数3件、質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーカードトラブルについてということで質問をさせていただきます。

現在、毎日のようにマイナ問題がニュース等で取り上げられていますけれども、最近のトラブルの主なものとして、マイナ保険証による医療情報、代理情報ひもづけで7,300件ですか、問題等が起きております。

また、マイナンバーカードを交付する際、本人が希望していないのに保険証機能を持たせている。また、マイナンバーと公金受取口座ひもづけで、本人ではなく家族名義になっていると。口座登録、住民票の写しなど、コンビニ交付で別人の証明が発行されたというようなこと、ほかにもいろいろ出ておりますけれども、デジタル大臣、岸田首相も対応に苦慮されているところではないかと思っております。

当村においては問題は起きていないかと思っておりますが、念のためお聞きいたします。

①毎日のように報道等で保険証、住民票等のトラブルが続いているが、当村においては大丈夫なのかということで、村長、お願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードに公金受取口座や保険証などの情報をひもづけることで取得できるマイナポイントに関する件につきまして、現在の西原村での状況をお答えいたします。

現在のところ、西原村におきましては、報道されていますようなひもづけとか、その他の誤りの報告、トラブル等はないような状況でございます。

また、西原村におきます住民票や……、ないということで説明を終わらせていただきます。詳細な内容につきましては、企画商工課長よりご説明申し上げます。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）西口議員のご質問にお答えいたしたいと思いません。

マイナポイントの申込みにつきましては、現在、個人の端末でそれぞれのご自身が申込みを行うほか、市町村の窓口、郵便局、コンビニなどの様々なところで手続きが可能となっております。

今回起こっております問題につきましては、自治体窓口などに設置されている操作端末等において、先に登録作業を行った方が、マイナポイントサイトからログアウトを行わず、そのログアウトが行われていない端末で次の方が操作を行ったために、誤って直前に手続きをされていた方のアカウントに自身の口座情報などを登録してしまったというものでございます。

本村では、企画商工課でマイナポイント支援窓口を設け、操作用の端末を

設置しております。原則ご自身で端末の操作をしていただくことになっておりますが、操作に不慣れな方もいらっしゃいますので、その場合は、職員が、ご本人と操作画面を確認しながらの手続を行っております。

その際に、利用者ご本人のマイナンバーカードを使ってマイナポータルサイトにログインをしていること、入力した口座情報等に誤りがないこと、口座情報等の登録ボタンをちゃんと押したか確認すること、マイナポータルサイトからログアウトしたこと、以上の4点をご利用者ご本人と対応した職員とで確認しながら登録作業を行っております。

特に、今回の誤りの原因でありますマイナポータルサイトからのログアウトに関しましては、一つの手続が終わるごとにマイナポータルサイトをログアウトし、さらにブラウザを閉じ、次の方の申請をする際は、新たにマイナポータルサイトを起動させて手続を行うよう徹底しております。

また、マイナポイント事業の一つである保険証とマイナンバーカードとのひもづけに関しましては、マイナポイントの申込みの時点では、マイナンバーカードと保険証とをひもづけるかどうかの選択をするだけで、保険証の情報を入力することはございません。そのため、窓口で誤ってひもづけが行われるということではございません。就職、退職等での保険証の切替えが必要になったときなど、新たな保険組合等が被保険者の情報をシステムに登録する際の事務処理等の誤りにより別の方のデータがひもづけられてしまったということで今回の問題が起きております。以上になります。

○議長（山下一義君）西口議員、すみません、音声がちよっと聞き取れませんので、マスクを……、お願いいたします。

○7番議員（西口義充君）西原村では担当職員がしっかりしているから、ちょっと安心しましたけれども、やはり新しい方は、何人か用意してもらったら、いろんな問題が出てくると思います。責任ある人に必ず対応させていただきたいと思っております。

それから、人間は間違いがたまには起きると思っております。ニュース等であってございましたけれども、医療支払いのときに、マイナと保険が一緒になっておりまして、高額な請求をされたというのが何回もテレビで流れておりました。10割の請求をされたとか高額な請求をされた方もおられますので、そういう場合、西原村は間違いないと思いますけれども、もしも年配の方なんかにおきましては、高額請求されても、何で高いんだろうと思って、そのまま支払いに応じる方もおられると思いますけれども、そういう問題が起きたときの窓口とか対応というのは、村ではどういうふうを考えておられますか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）対応ということなんですけれども、今、計画しておりますのが、やはり1つの課では、なかなか多分野にわたりますので、保険証だ



ったり、税情報だったり、住基情報、一方で、ひもづけ等は企画商工課で行っております。その全てが一つになって初めて対応ができるんじゃないかというふうに感じております。また、分散しておりますと、たらい回し状態になったりしますので、必ず今後は各課連携できるように、対策班等を設けて、課長から部下まで各層でつくって対応していくなればというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）今、村長が言われましたように、すぐに対応できるような体制は常につくっていただいて、住民の皆様が安心して相談できるようにお願いします。

次は、2点目に入ります。村の教育行政についてでございます。

本年度も、各学校では、新しく赴任された校長をはじめとして、学校組織の強化や児童生徒の健康・安全面、学力向上等でご尽力いただいております。現在、村の教育委員は教育長を含め5名で活動しておられますが、今年度も教育長から示された村の教育の骨格や、にしはらっ子教育プラン等、各学校の教育方針について、教育委員会はどう関わっておられるのかということでご質問をさせていただきます。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）西口議員のご質問にお答えいたします。

西口議員におかれましては、日頃より本村教育の振興発展にご支援いただき、大変感謝を申し上げます。

さて、年度当初、村から示される教育の骨格や、にしはらっ子教育プラン、そして、各学校から示される学校教育目標あるいは方針について、村の教育委員会と具体的にどのような関わりがあるのかというご質問にお答えいたします。

この教育委員会制度は、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、現行の形、つまり3つ特徴がございますけれども、首長からの独立性、2番目が合議制、そしてレイマン・コントロールと言われる住民による意思で決定するという3つの特性を持った形になっておりますが、このにしはらっ子教育プランや、西原村教育計画の骨格等々の教育委員会事務局から提示される内容については、前年度の12月に村の総合教育会議という会議を開いております、その教育会議で協議された取組の反省や課題を基に、毎年、原案を作成するようにしています。

なお、原案の作成に際しては、まず、西原村第3期教育計画に基づいて骨格を作成し、それに沿う形でグランドデザインや「西原村の学校教育」を作成します。その後、原案は毎月定例の教育委員会の中で協議をし、およそですが、5月末までに最終的なもの、つまり成案を仕上げるようにしています。

結論を申し上げますと、この件に関しましては、事務局が総合教育会議等の反省を基に原案を作成し、その原案を教育委員会の中で協議をするという形を取っています。

その後のことですが、その後は、もちろん各学校のグランドデザインを6月までに出してもらおうようにしていますし、その後、内容の周知等については、村長にもお示した上で、ホームページに掲載をしたり、前回、今年度ございましたが、人権教育の総会や青少年健全育成協議会あるいは今年も行いましたが、チャンスがありましたら保育園の保護者にもお示するという形を取っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）1点目はよく分かりましたので、2点目に入ります。

様々な教育委員会の施策の検証や今後の教育施策について、首長部局とはどう連携しているのかということでございます。我々が分からない部分も教育関係ではたくさんありますが、子どもたちの育成のためにどう働いておられるのか、この部分についても説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

最初のご質問の中でも触れましたが、村と教育委員会及びいわゆる首長部局との会議の中で、唯一最大規模のものが例年12月に開催されております総合教育会議です。この総合教育会議では、前も触れましたが、前年度の教育計画の反省や、それと同時に次年度以降の主要な計画、例えば学校施設の工事、整備計画、教育計画等の概要についての意見を交換しています。この会議の出席者は、村長、副村長、総務課長、教育課長、教育委員になっていきます。

これまでは、この会議以外にはほとんど開催されていないと記憶しております。ただ、今年度以降は、先ほど村長も少し触れましたが、村の学校規模適正委員会を予定しておりますので、その学校規模適正委員会等で様々な立場の方からのご意見が出されるというふうに考えております。ですから、これまで以上に首長部局との連携が必要になるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）年に1回、12月、総合教育会議が行われるということで、その折に、反省点から原案づくりまである程度はまとめられて、5月、6月までにまとめて出すということですかね、分かりました。

では、次の質問に入りたいと思います。

3点目、夜間中学校の開校についてということで質問させていただきます。

全国的にも夜間中学校の情報がたくさん流れております。その取組状況、授業内容等も大きく取り上げられて、改めて教育の必要性を楽しく伝えてお

られます。そのような番組もたくさん、今、報道等であっておりますけれども、ユーチューブ等では何十校というような感じで、その活動内容が報告されております。

その全国のある中で、山口県の自主夜間中学校の入学式の情報がありました。141名の生徒の入学式の情報ですけれども、今後の学び直しの1年の歩みというような感じで流れておりました。

この学校の入学には、不登校の経験者、年齢も10代から80歳まで、もう一度勉強をやり直してみたい、中学校卒業であったので高校を目指してみたいとか、目的はいろいろありますけれども、ほかに、戦後混乱期で勉強ができなかったからもう一度やり直したい、60代の手習いで英語、語学の勉強をやりたい。70代の方におかれましては、中学校は卒業しましたがけれども、結婚後、子育てに忙しくて高校に行けなかったから、高校を目指して頑張ってみたいと。この方においては、ニュースで流れておりましたけれども、定時制高校に行かれております。

また、外国の方が特に多くて、この方にとっては、日本で働いておられますので、言葉の勉強をはじめ漢字、平仮名、片仮名の読み方、この勉強をすることで就職に有利と。仕事柄、字が読めないと、仕事にいいところに就けないというようなことでおっしゃっておられました。皆さん、大きな目標を持って取り組んでおられる授業内容が報道されておりました。

そこで、本国で義務教育を終了していない外国籍の方も学ぶところだと理解しているが、また、西原村でも、戦中戦後の混乱期に義務教育を受けられなかった方々がおられるのではないかと思う。そのような方々が希望される場合はどのような手続が必要なのか、費用面も含めて説明をということで、①で質問しますけれども、費用面は、これは公費で無料でございますので、これは村長にお聞きしたいと思っておりましたけれども、これは村長には、答弁を求めませんので、教育長のほう、お願いいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）質問にお答えします。

まず冒頭に、ご質問していただきましてありがとうございますという言葉述べさせていただきます。

議員も、山口県の自主夜間中学校に通う生徒さんの入学の様子をお話ししていただきましたが、まさに学び直しというのは意義あることだと本当に思っています。私自身の、もう鬼籍に入りました自分の親戚の方も、学び直しのチャンスがあればというふうなのが多分あったらろうというふうに想像しますと、胸が熱くなる場所がございます。ですから、この夜間中学校の名前も、募集しますと、夢や希望あるいは星といった、そんなものをイメージする名前がついています。

さて、夜間中学校の開校に意味があるのかということでございますが、現

在、西原村には、住民課の情報で100名を超す外国の方が暮らしておられます。その方々の学歴等については不明でございますが、親しくしておられる方の話によると、議員さんが申されますように、生活はできても、日本語が話せないために就職ができないとか、あるいは地域の方々と親しく交流ができないと。そのために、どうしても身近な方々、いわゆる同じ国の方々と集まらざるを得ないというふうなことが言われています。もし、この中に夜間中学校の制度の対象になるような方がおられる場合には、朗報になるというふうに思っております。そのような方々のご意見も積極的に受信をしていきたいと思っております。

なお、県からの資料、熊本県の夜間中学校設置の基本方針によりますと、こういうふうな表現がございます。入学資格者は「熊本県在住の15歳以上で、義務教育を修了していない方、又は卒業しても不登校等の理由により十分に学ぶことができなかった方」、ただし国籍は問わないとなっております。このため、15歳以上で不登校により義務教育を十分に学べなかった方も含め、日本にいる未就学外国籍の方々にとって意味があることだと考えています。

同時に、後で2番目の質問でお答えしようと思っておりますが、西原村にご在住の方も関係していると思っておりますので、2番目のところで答えさせていただきます。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）2番目の質問にいきます。

この夜間学校制度には、不登校の生徒の受入れも可能であるとの情報もあります。そのことに関してはどうなっているのか。家族に不登校生がいる家庭の親御さん方には大きな支えになるのではないかと思うが、いかがだろうかということ、この点について、教育長、お願いします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）質問にお答えいたします。

手続や費用面に加えて、いわゆる不登校の子どもたちにとってどうなのかということですが、結論から申し上げますと、15歳以上という規定はございますけれども、不登校の子どもたちについても朗報になると思っております。

前回の国勢調査によりますと、戦中戦後の混乱期に家族の生活費を得るために就労し義務教育が受けられなかった方々が、熊本市内だけでも4,000人、熊本県内では約2万人、これは福岡県に次いで多い数字でございます。

では、西原村はどうなのかということですが、2020年の国勢調査の結果、企画商工課の担当の方にお問い合わせをいただきました。これはインターネットで公表されているということですが、数字を申し上げますけれども、15歳以上の方、総数5,522人中、小学校卒業の方が77名、中学校卒業は1,117名、未就学の方が1名いらっしゃるというふうなことでござ

います。ですから、本村でもこのことは朗報になるのではないかというふうに考えています。

ただ、このことを議員に質問していただけなかったら、このことをもしかしたら周知できない、あるいは知らなかったというようなことが少しでも減るのではないかと。ですから、質問していただいたことに感謝を申し上げるというのは、そういうところでございます。

具体的な手続等については、今年の7月に開催を予定しておりますが、県教育委員会による入学希望者説明会というのがございますが、これで詳細を説明するというところでございます。ですから、その内容については分かりませんけれども、およそ他県の公立の夜間中学校ではどのようなことを事前に確認しているかということをお答えいたします。

全部で5点ございました。まず1点目が、入学資格の確認でございます。義務教育の年齢を超えている者で中学校を卒業していない方。2番目が修業年限の確認でございます。3年間だと。ただ、本人の就学状況により、相当学年に編入することができる、その資料ではできると書いています。それから、3点目が入学時期の確認でございます。多くの場合が、同じような4月というふうになっているようでございます。それから、4点目が学習時間の確認です。通常、始業時刻は午後5時30分、終業時刻は午後9時となっております。

最後に費用関係でございますけれども、授業料及び教科書代の確認です。これは、公立でございますので授業料及び教科書代は不要です。ただし、副教材、給食費等は必要というふうになっております。

それから、不登校に関する受入れについてでございますけれども、不登校については、原則は、今、中学校に在籍している子どもの編入は難しいと、できないと。これは、原則は中学校を卒業した方が対象でございます。

議員の質問意図としては、学校に行けない子ども、今現在行けない子どもが夜間中学校に行けたらいいのになという思いがあるんだろうと思いますけれども、今のところ厳しい、できないというところでございます。ただ、不登校が原因で義務教育が十分に学べていない方々、この方々については、やっぱり朗報だということが言えると思います。それは事実だと思います。

そこで、今年度から、中学校の校長に働きかけまして、学校だよりや、今、不登校で卒業した子どもさんの保護者にも、チャンスがあったら、こういった中身をお知らせしていただきたいということでお話をしているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○7番議員（西口義充君）詳しく説明をいただきまして、本当に未来のある子どもたちでございますので、何とか支援をしていけるならばという思いでもございますので、学校のほうでもよろしく願いいたします。

夜間中学校は、現在、日本人だけの問題ではなくて、外国の方々も多く関わっておられます。これが大きな支援ともなっております。そういうことで、今、日本が改めて日本の教育のやり直しをまた始められたと思っております。早くからやっておられますけれども、夜間中学校問題が急に表面に出てきたんじゃないかなと思っております。やり直したことを本人が気づいて学ぶことで、いろんな本人の人生も変わってくるのではないかなと思っております。これも一つの人生のいい転機になって、残りの人生を楽しく過ごせるというようなこともあると思っております。

結構、年配の方を指導されておまして、70代、80代、この方は、戦後、やはり教育を受けたくても受けられない、同年代は学校に行きますけれども、今、教育長が言われましたように、どうしても家庭の事情で行けないという方がものすごくおられます。そういう方は、仕事もあって仕方なくしておられますので、学校が楽しみというか、いろんな若い子どもたちと交わって勉強するから生きがいたいというようなことも述べられておりました。本当に日本が、世界に先進してこういう人をどんどん支援していただくように願っております。

改めて西原村の情報も、今、教育長からお聞きしまして、今後、頑張ってみようかなという方が多分出てくるかもしれませんけれども、そのときはよろしく願いまして、いろんな情報、教育委員会でないと分からない部分が多分あると思いますので、情報は常に広報とか学校関係も流していただいて、保護者にも伝わるような形で頑張ってくださいますようよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0時13分）

（午後 1時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号5番、1番議員、尾崎幸穂君、件数3件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）皆さん、こんにちは。1番議員、尾崎です。

通告に従い、3件の質問をさせていただきます。

まず、1件目は、令和4年9月議会でもこの件に関して一般質問をさせていただきましたが、交通の利便性についてです。

現在、県からの補助と益城町、大津町、西原村の3町村の補填により路線バスを運行していただいておりますが、県の方針としては、路線バスからデマンド交通——バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所

へ送迎する交通サービスのこと、とコミュニティバス——一定の地域内をその地域の交通需要に合わせて運行するもので小型バスで住宅地の内部まで入ったり公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するためのもの、この2つへの支援にシフトすることと、令和6年で県からの路線バスへの補助金が終了予定とのことですが、県の補助金がなくなった後、3町村の負担は増えることが見込まれます。

このまま路線バスを存続させていくのでしょうか。もちろん、本村だけで決められることではありません。この件に関して、大津町、益城町との話しはされているのでしょうか。

現在の路線バス、福祉タクシー以外に村独自または近隣自治体と連携した交通手段の考えはありますでしょうか。

村長、答弁お願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、現状を説明したいと思います。

現在、産交バスにおきましては、令和4年9月時点で、木山産交起点、山西、森経由、大津産交終点の営業距離25.2kmと木山産交起点、山西、岩坂経由、大津産交終点の営業距離25.5km、土林起点、山西、森経由、大津産交終点の営業距離16.8km、また土林起点、山西、下岩坂経由、大津産交終点の営業距離17.1kmの4系統ございます。令和4年度の運行実績につきましては、輸送人員は1万74人でございます。昨年度は1万95人ということで前年比0.2%減少いたしております。

4系統の経常欠損額の約2,830万円につきましては、沿線の町村であります益城町、大津町、西原村で営業距離により補填をいたしているところでございます。それぞれの負担額を申し上げますと、益城町が営業距離約7.4kmの2系統で年間約663万円、大津町が8.4km、8.7kmの系統で約1,048万円、そして西原村が9.4km、8.4kmの系統で約1,117万円となっております。

この補助制度につきましては、平成3年度から始まっております、平成6年度からは廃止代替バス路線となり、欠損額を補填しているところでございます。この欠損額の補填分につきましては、県の生活交通維持・活性化総合交付金67万7,000円を差し引きました村負担分の8割を交付税措置されることとなっております。実質的には村は約200万円ほどになるかと思っております。

県の生活交通維持・活性化総合交付金の路線バスへの補助金につきましては、議員が申されましたとおり、令和6年度までで終了予定ということであり、今後はこの補助金が路線バスから、先ほど申されましたデマンド交通やコミュニティバスなどへの支援にシフトしていくと県から報告を受けております。

大津町地域公共交通計画概要によりますと、肥後大津駅を利用する西原村在住の14名中11名（79%）は家族間の送迎で移動をしているというヒアリング結果が出ております。大津町におきましては、施策の展開として、低利用停留所の効率化、通学行動に合わせたダイヤの見直し、駅ルート延伸による利便性の向上、利用実態・ニーズに応じた継続的な運行改善などが挙げられておきまして、大津町、西原村、益城町と運行事業者が協調しながらサービスの存続策の検討と計画をすることを求められております。

西原村の木山－大津間の路線バスにつきましては、益城町、大津町のご協力があつてこそ運行されているというふうに認識をしております。関係町村及び事業者とも今後密に協議をしながら、スピード感を持って進めていかなければならない事案だと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）現在の路線バスと福祉タクシー以外にの質問の答弁が。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）申し訳ございません。交通手段の移動につきましては、全国的な課題でもあり、本村も重要な取組の一つとして認識をしているところでございます。

まず、現在で本村で取り組んでおります福祉タクシー料金助成事業の現状につきまして説明をさせていただきます。

この福祉タクシー料金助成事業につきましては、平成22年度より実施をしておきまして、助成対象者へ1枚500円の利用券を年間60枚交付をしております。タクシーに乗車した1回につき利用券が3枚（1,500円）まで利用できます。なお、助成要件を満たす方が運転免許証を返納された場合は、利用券の交付申請月の交付枚数に加えて初回利用申請年に限り利用券20枚を追加交付しているところでございます。利用できますタクシー業者につきましては村内の西原タクシーさんとなっております。

また、普通タクシーの利用が困難な方につきましては、介護タクシー及び福祉タクシーの利用ができることになっております。この場合、一旦タクシー料金をご負担いただき、後日、助成手続をしていただくことになっております。平成22年度より実施しておりますが、利用者の利便性を考慮し、これまでの利用基準を緩和しながら現在に至っているところでございます。

利用実績でございますが、令和4年度は利用対象者数377名、利用金額が386万4,500円というふうになっております。新型コロナの影響もありまして、令和元年度は利用額が減少しておりましたが、令和2年度から少しずつ利用が上がってきております。熊本地震前の平成27年度実績と比較しますと利用金額が27万3,000円の増となっております。



福祉タクシー料金助成事業を導入して13年目になりますが、昨年度、西原村地域福祉計画を策定するに当たり、村内在住の満18歳以上の村民1,200人にアンケート調査の実施や包括支援センターが実施されました65歳以上のおひとり暮らしの高齢者382名を対象に買物、通院の現状把握アンケート調査（聞き取り）及び社会福祉協議会が実施されております地域座談会での移動手段に係る主なご意見としまして、例を挙げさせていただきますと、まず公共交通機関が少ないというご指摘を受けております。次に、タクシー券の枚数を増やしてほしい、タクシー券の使用枚数の制限をなくしてほしい、タクシー券の枚数はちょうどいいというご意見もございました。タクシーの乗り合わせは時間が合わず難しいというご意見、乗り合わせは気を遣うというご意見、タクシー券だけではうまく買物ができない、買物に行くための周回バスがあったらいいとか、コミュニティバスなどの買物手段があるといい、社協の車を使って買物に連れて行ってほしい、スーパーサロンに参加はしたいが輸送、運んでいただけないのか等の意見がございました。

現在、包括支援センター生活支援体制整備事業協議会の中で高齢者等の交通手段についての検討が行われております。全国の自治体では、予約型乗合タクシーやコミュニティバス（巡回バス）を導入されておりますが、利用者の減少による財政負担の増加など、導入形態によっては多くの課題を抱えている自治体も少なくないというふうに向っております。そのため、こうした巡回バスの導入については、今後、慎重に検討しなければならないと思っておりますが、本村ではこれに代わる福祉タクシー料金助成を実施しているところでございます。

また、本年4月より社会福祉協議会におきまして、生活のちょっとした困り事を住民同士で協力し合いながら、自分の得意なことやできることをできるときに地域で生かし、お互いさまの関係性をつくり高めることで、高齢者や障害をお持ちの方が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的とした生活たすけ愛サポート事業を開始しているところでございます。この事業の仕組みとしましては、サービスを利用したい利用会員に対しまして、日常生活のお手伝いができる協力会員が支援活動を行うもので、この中には買物代行サービス等も含まれております。

このような新しい取組も始まっておりますが、現時点におきましては、福祉タクシー料金助成事業を推進し、場合によっては利用基準の見直し（緩和）を検討していかなければならないというふうに考えております。

また、村内タクシー業者の応援も含めたところで、近隣町村や先進事例等を参考にしまして、将来の西原村を見据えて、利便性のよい交通移動手段の拡充を模索していきたいというふうに考えております。

交通の利便性を考える上で、村内の交通手段、また村外への交通手段、この村内と村外の2つの交通手段を考えていく必要があると感じております。

村内での交通手段としましては、先ほど申しました社協の生活たすけ愛サポート事業や民間タクシー業者を活用しました福祉タクシー料金助成事業の活用を積極的に推進し、村外への交通手段としましては、例えば総合運動公園完成後にその一角にバス停等を設け、そこから阿蘇くまもと空港や大津駅まで定期バスや乗合バス、または乗合タクシーなどで行けるような仕組みができないかというふうに思っております。

隣の南阿蘇村の話を聞きますと、阿蘇くまもと空港までの運行を増やしてほしいという要望が増えているといった話も聞いております。例えば、今後、快速たかもり号の便数が増えたり、もし南阿蘇村が独自で阿蘇くまもと空港までの交通手段を計画されるようなことがあれば、南阿蘇村と連携することで、単独運行よりも自治体負担が2つになれば減少しますので、南阿蘇村にもメリットがあり、検討する余地を持ってもらえるんじゃないかというふうに思っております。

また、TSMCの進出、熊本空港周辺の既存企業の規模拡大等により、今後は熊本市内や菊陽町、大津町から阿蘇くまもと空港までのバスの本数が増えるんじゃないかと予測をしております。阿蘇くまもと空港が終点ではなく、それらの、例えば熊本市内とか菊陽町、大津町から熊本空港までの便に西原村が終点になるように村から運行事業所へ、また各市町村へ要望を行っていかないかというふうに考えております。

今後、西原村への交通アクセスとしまして、JR肥後大津駅から鉄道整備や熊本市内からの高規格道路整備も計画されております。一方で、過疎化や高齢化により、これからより一層住民の皆さんが交通の利便性の不安を求められる時代になると予測をしております。村内での交通手段につきましては村独自で、村外への交通手段はできるだけ近隣町村と連携を取りながら交通手段等を検討し、住民の皆さんの利便性が少しでもよくなるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）路線バスの件に関しては、一応大津町さんは存続の方向も視野に入れて検討されているということですので、必然的に益城町、西原村も存続の方向を視野に入れて検討していくことになると思いますが、スーパーサロンに先日伺って高齢者の方に路線バスは使われますかと質問をしました。そしたら使わないと。どうして使われませんかと言ったら、そこまで、バス停まで行く足がない。バス停に乗って、例えば大津に行った、大津に行ったその先の足がない、なので使わないという返答をいただきました。

もし、これを存続させていくのであれば多くの住民さんに利用してもらうような形に変えていかないといけないと思います。現在、一番使われるかなというところでいくと学生の通学が見込まれるんですけども、現在、西原村から木山までバスで行く、そこから乗り換えて木山から市内方面へ行くと

いう乗換えが必要になります。参考までに、西原村役場から健軍電停までの運賃を調べてみたところ、通常運賃ですと西原村役場から木山産交停留所までが480円、それから乗り換えて木山産交から健軍電停までが340円、合わせて片道820円かかります。

通学定期の場合ですと、1か月西原村役場から木山産交までが1万4,400円、木山産交から健軍電停までが1万200円、合計で2万4,600円になります。ですが、2022年4月よりIC共通定期券というサービスが開始されまして、これは距離での定期になって定期券が2枚要らなくなります。これでいくと距離で賄えるようになっていっているので西原村役場から健軍電停まで乗換えをしたとしても1か月1万9,440円になり、今までの定期券よりも5,000円ほどは安くなっております。

ですが、今の現状ですと西原村から木山まで乗っている学生は多分ほぼ0と言ってもいいと思います。通学時間帯が6時台に1本のみというもう少ない本数になっております。乗る人が少ないから減ったのか、その1本しかないから乗らないのかというところはまだ調べておりませんので分かりませんが、もし多くの方に利用していただきたいのであれば通学時間帯の増便と、できれば定期券の補助なども行って利用者を増やしていくと、せつかく路線バスを残すという方向に行くのであれば、そこも一緒に考えていただければと思います。

そして、先ほど言われましたたかもり号も市内の方面には向かって行って、市内のいろんな停留所には止まります。ですが、こちら通学時間帯は6時台の1本のみで、西原村役場から自衛隊までで片道550円になります。こちらのたかもり号には定期券がありません。なので、もう実費で払わないといけないということになります。なので、運賃の高さや定期の割引がないなどのことを鑑みると学生の利用はないと言っても過言ではないかなと思います。なので、南阿蘇村と連携して増便しても利用者増が見込めるかどうかというのはちょっと不安が残るかなということを考えます。

このように、高校への通学が不便であるために高校入学と同時に市内へ引っ越される方も少なからずいらっしゃいます。なので、今まではもう通学が不便だったから出ていく、でもその通学の不便さを解消すれば、もしかしたら今までの住民さんは残る、もしかしたらよそからも西原村に来るということも考えられますので、併せてこちらでもご検討いただけたらと思います。

今まではちょっと高校の通学についてお話ししましたが、高齢者の運転免許を持っていない方についてです。

福祉タクシーに関してなんですが、こちら意見を聞きましたところ、タクシー券の枚数を増やしてほしい、使用枚数制限をなくしてほしい、そのほかに75歳以上という制限を緩和してほしいという意見もありました。その方はもう75歳に達してはいませんが免許は持っていない、運転してくれる人

も近くにいないということで、自転車で行ける範囲で買物やスーパーサロンに行くぐらいしかできないと。なので、75歳になるまではタクシー券が使えないのでどこにも行けないという意見も聞きました。

あと、別のスーパーサロンで話を聞いたときには、地区ごとにまとめて、例えばスクールバスぐらいの大きさで何人かが一緒になって買物に連れていってもらえとか、そういうことをすると車の中でコミュニケーションも生まれていいのではないかという話も聞きましたので、コミュニティバスなどに関してはそういう使い方の面に関しても考えていただければ助かります。

あと、4月から生活たすけ愛サポート事業というのを開始しているということなんですが、ちょっと不勉強でこのような事業があるということを知らなかったの、告知などはどのようにされていますか。また、利用状況や利用料についても教えていただけると助かります。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）今のご質問にお答えいたします。

生活たすけ愛サポート事業というのが、社協さんのほうで事業をされている事業でありまして、今告知ということで、住民さんへの周知ということで社協さんに確認しましたら、「のぎく荘だより」というところに事業の内容の掲載をしているということであります。

事業の内容ですけれども、先ほど村長のほうが答弁のほうにありましたように生活のちょっとした困り事、住民同士で協力し合いながら自分の得意なことやできることをできるときに地域で生かしてお互いさまの関係性をつくり高めて、独り暮らしの高齢者の方とか、障害をお持ちの方だったり、あと手助けを必要とされている世帯、そういった方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにということを目的とした事業ということでございます。サービスを利用したい利用会員の方は、今度はそれに対しましてそれを手助けできる、することができる協力会員さんというのを募集しまして、社協に確認しましたら協力会員さんのほうが大体現在今40名程度いらっしゃるということで伺っております。

利用料金ということですが、利用料金のほうは1回100円から500円ということで、時間のほうが5分以内から60分以内、1時間以内の活動、これを5段階で分けて料金も100円から500円ということで設定してあるということでございます。活動時間のほうが朝7時から18時まで、月曜日から日曜日1週間、原則1時間以内の活動ということで週2回までというふうに伺っております。

先ほど、サービスの中に買物代行サービスも含まれていますというふうに答弁申し上げましたけれども、協力会員さんのほうがこれを手伝える支援活動という形で、軽度な支援活動ということで専門性や危険性、緊急性がない

活動という形で、本当は日常生活の困り事のお手伝いという形になります。内容的には、先ほどの買物代行ですけれども、利用者の方の買物と一緒についていく、協力会員の方が付き添っていくということではなくて、例えば品物、これを買ってきてほしいといったときに代行して買いに行かれるというようなサービスになっています。

サービスはいろいろあるんですけれども、主なものとして例を申し上げますと、室内の掃除ですとか、ごみ出しですとか、あと郵便物の投函、あとは家の中の電球や電池交換とか、あと簡単な庭掃除や草取りとか、そのほかにも布団干しとか、いろんな様々な日常生活の中のお手伝いということで設定してあるようです。ちょっとその中で支援できないという、先ほど支援できるものということで申し上げたが、支援できないということで利用会員の方と一緒に送迎をする、移動するとか、そういったお手伝いがちょっとできないとか、あと専門性が高い介助だったりとか、そういったのはやっぱり専門職のほうにお願いしたいということで、できない部分もありますけれども、こういった困り事があるというのは独り暮らしとか高齢者世帯のほうはもういっぱいいらっしゃると思いますので、こういう利用も、事業がまだ始まったばかりですけれども、周知して利用していただきたいというふうに考えておりますので、社協さんと協働しながらこちらのほうを広めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございました。

こちらに関しては、利用者さんの足になるということではないということですよ。なので、県が推し進めているデマンド交通やコミュニティバスにシフトしていくのであれば村もしっかりと考えていかなければいけないと思います。なので、村民の意見を聞くという立場で、村長が主導となり、協議会などを立ち上げて、より多くの村民の皆さんの意見を聞いて、利用しやすい交通手段を確立していかないといけないと思いますが、最後にこの協議会の立ち上げについてお伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員が申されましたとおり、令和5年2月に県の交通課より交通施策状況調査というのがありますけれども、この中を見ますと、残念ながら数少ない町村の中で西原村が何もマスタープラン等を作成していないという結果が出ております。もう本当に反省すべき点なんじゃないかというふうに感じております。

今後、法定協議会とか地域公共交通会議などを直ちに設置して地域交通計画またはマスタープラン等を作成し、近隣町村とも話を交えながら協議を進めていきたいというふうに考えておりますが、肥後大津から、また阿蘇くまもと空港までの鉄道整備、そのルートによっても形態が大きく変わることが

予測されますので、そういうのも含めたところで今後積極的に取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございます。

協議会を立ち上げていただけるということで、より多くの村民の皆さんが利用できる交通手段ができることを祈っております。

そして、引き続き、2問目の質問に移りたいと思います。

職員の窓口対応についてです。

日本語に不慣れな外国人来庁者への対応についてで、先日、窓口にて職員の方が日本語に不慣れな外国人の方に対応されている場面に遭遇しました。職員の方は丁寧に対応されていましたが、やはり言葉が通じず、職員の方が2名、3名と集まりましたが難しいようでした。

ここでお聞きしたいのですが、日本語に不慣れな外国人来庁者への対応は職員の個人の裁量に任せて村では何もしないのか、それとも行政が研修などを行うような余地はあるのかお聞きします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問の外国人来庁者への窓口対応についてお答えをさせていただきます。

まず、本村の外国人住民の方の状況を申し上げますと、令和5年5月31日現在におきまして、本村に住民登録をされている外国籍を有する方は142名となっております。国籍・地域別での主な内訳としましては、ベトナム国籍が89名と約6割を占めておりまして、続いてフィリピン国籍が10名、ミャンマー国籍が9名の順となっております。また、在留資格別では特定技能及び技能実習生が93名と6割を超えておりまして、続いて技術・人文知識・国際業務が20名、永住者が11名といった状況でございます。

年々増加してきております外国人住民数も、新型コロナウイルス感染症対策としての入国制限もあり、一時減少しましたが、入国制限も緩和され徐々に増加し、現在は前年度に比べ44.9%、44名増となっております。先ほど申し上げました在留資格別の人数からも、主に就労を目的とした在留資格というふうになっております。

こういった外国籍の方が転入・転出等の手続で窓口に来庁される場合、技能実習生の多くは企業または農家の方との契約により企業専属の通訳者または雇用者である企業の職員や農家さんが同行され、手続をされるケースがほとんどでございます。しかしながら、僅かではございますが、外国人だけの世帯で個人経営をされている方などで国民健康保険、住民税などの手続が必要となる方もおられ、自国の法律と違う日本の法律に基づいた制度の説明など、幅広い説明が求められる場合もございます。言語につきましてもベトナム語やタガログ語——これはフィリピンの母国語、また英語に限らず多言語

化しております、一概に1言語の外国語対応職員を常時配置しておくにも需要との均衡から難しい状況でございます。

現在、窓口日本語以外の言語に対応する専用職員は配置しておりませんが、多言語に対応した案内パンフレットの配布や、年金制度であれば日本年金機構の電話による多言語通話サービスが活用されるよう体制を整えております。TSMCの進出等に伴い、今後、本村においても外国人の方が増加することが予測されます。今後、さらに需要が見込まれる多言語化に対応するために、配布物の多言語化やインターネットの翻訳アプリを活用するなどの対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

行政での研修についてでございますが、多言語に対応するには1言語の学習、例えば英語だけの研修を進めましても対象者がいない、もしくは必要性がないといったことも考えられるため、分かりやすい日本語での説明など、かみ砕いた説明や図式化した説明など工夫をする必要があると考えております。まずは、先ほど申しあげました音声翻訳アプリ等の導入検討を進めていきたいと思っております。音声翻訳アプリにつきましては、簡易的な無料版から幅広い機能が含まれました有料版まで様々ございますので、来庁者または窓口担当者双方の利便性を考えまして、窓口業務の実態に即した運用ができるよう選定しながら進めていけたらというふうに思っております。

本村でも、今後さらに外国籍の方の転入が増加すると考えられます。本村としましても、多様な文化を尊重した活力ある共生社会に向け、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）職員への研修というのも、1つの言語を習得させるようにという研修の意味で言ったわけではありません。多分、先日、住民さんと尚綱大学の先生が村長に面談に来られたと思っております。その先生がもう村で行っているやさしい日本語講座をされております。そこでは簡単な単語で短い文で曖昧な言い回しをしない、言葉だけでなく説明するときはその物を見せて動作も入れて話すなど、そういう言われてみれば簡単、でもやってみると難しい、そういうのに慣れていってコミュニケーションを取っていきましょうという講座になっております。私も参加させていただきました。なかなかやってみると難しいのですが、慣れると何となくお互いにコミュニケーションが取れるような状況になっております。たまたま、この研修を受けた後に、先ほど言った日本語に不慣れな外国人来庁者の方が困っていたときの状況に落ち合いまして、物を見せながら短い単語で分かりやすくということでお話をし、何とか分かっていただくようにできました。

なので、このやさしい日本語講座をされている尚綱大学の先生、西原村観光協会と尚綱大学が提携を結んでおられます。なので、もう庁舎でも研修していいですよという話もあったと思っております。なので、これを活用して職員の

方にも研修を行っていただければ外国人の方にも優しい対応ができるのではないかと思います。

もう時間がないので次の質問に移らせていただきます。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○1番議員（尾崎幸穂君）はい。続きまして、3件目の質問です。

こちらは全員協議会でも説明がありました。堀田議員からも質問をしようと思っていたけれどもということで話がありましたが、この体育館の件に関して、今傍聴に来られている方も興味があられるのではないかとと思うので質問させていただきます。

台風被害からやがて8か月経とうとしていますが、復旧工事がやがて完了する予定であるということを全員協議会で聞きました。避難所としての総合体育館のはずなのにここまで時間がかかってしまった経緯を詳しく教えていただきたいと思います。

また、総合体育館は国の基準で設計されたものであるという話ですが、今後、同じような公共施設を建てる際に同じ基準で設計して問題はないかということをお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）総合体育館の雨水の浸入につきましては、村民の皆様に対して本当にご心配とご迷惑をおかけしまして、あれから長時間復旧が完了しなかったということでももう本当に心よりおわびを申し上げます、まずもって。

昨年9月18日の台風より総合体育館東側の天井付近から雨漏りが発生し、設計会社、施工会社、村の三者、また熊本県都市計画課からの助言等を踏まえ、雨漏りの状況調査や原因究明、そして今後の対策方法や実験等、これまで11回にわたり協議を行ってまいりました。協議の結果としましては、復旧方法の詳細につきましては後ほど担当課長より説明を行いますが、簡単に申しますと既存の2重ガラリから外側にもう一枚追加して、3重ガラリにするということが主な内容になります。

復旧工事につきましては、現在もう施工中ではございますが、業者さんからはほぼ終わっておりますという報告を受けております。復旧箇所が高所であり、費用面等も含め、何度も高所で作業したり、足場を組んで取り替えたりすることができませんので、ガラリのメーカーと協同での実証実験等、また最終的な費用を法的根拠も含めて、実際どこが負担するのかということも復旧完了まで約1年も要する結果になったことに関しましてはもう本当に反省すべき点でございます。

復旧費用につきましては、最終的には設計会社、施工業者のほうで全額ご負担いただくということで決まっております。

対策工事等の詳細につきましては企画商工課長よりご説明申し上げます。



○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）それでは、総合体育館の今回の雨水の浸入に対する原因と対策工法について説明させていただきます。

まず、今回の雨水浸入について、2か所からの浸入を確認いたしました。まず、1か所目につきましては、アリーナ上部の排気口——商品名ガラリといいますが、そちらの部分から強風による雨水の浸入、2つ目の箇所といたしましてアリーナ上部——ガラリの両サイド部分になりますけれども、アリーナ上部の採光部のジョイントパネル部分における強風による排水の不良、こちらの2つの主な原因が調査の結果となりました。

アリーナ上部の排気口につきましては、体育館内部の換気機能として、アリーナ上部にたまった空気を屋外に排出し、室内の熱や湿気等を外気に放出する目的で設置してあります排気口でありますので、機能を維持した上で、極力風による雨水の浸入を防ぐ対策を建設当時の換気計画等も検討を行いました。また、建物の構造上、排気口の設置場所が風が最も集まる場所となっているため、対策として、現在の排気口の前面に約9cmの間隔を空けて同じ排気口の製品を設置、要するに3重の設置というところで行います。こちらの工法として、製品のメーカーの工場で作成し、実際にその試作品に対しまして台風を想定した風と水を当てて試験を行い、風速30m以上でも風の室内への進入を防ぎ、併せて雨水の浸入もないことを確認いたしました。

続きまして、2つ目の箇所になります。採光部のジョイントパネルについてご説明します。

すみません。実物を今日持ってきております。こちらが採光部のジョイントパネルの実物の模型、一部になります。こちらのほうは、こちらが屋外面、屋内面になっております。こちらのほうから雨水と風が入ったところに雨水が当たりまして、こちらの透明の商品名ルメウオールといいますが、こちらが凹凸によりまして、ジョイント部があります。こちらのジョイント部につきまして水が入ります。水が入った後、こちらの排水口で処理をすると、排水をするというふうな製品になっております。こちらの製品上、水が入って水を出すというふうな製品でございました。ただ、今回の原因の検討結果では、こちらの排水口につきまして、強風が当たったことによりこちらから排出すべき水が出なくなり、こちらの内部でたまり、それからオーバーフローしたというふうに結論づけております。

対策といたしまして、まずはこちらのほうは、もうここ本体自体に水を入れられないほうがいいということで結論をつけまして、それぞれのジョイント部につきましてまずシーリングをさせていただいて水を防がさせていただきます。そのシーリングにつきまして、大体2年ぐらいの期間でちょっと劣化が発生するというふうなところがありましたので、これ全体に今度はガラスコーティング施工を行いまして、そのシーリングによる内部への浸入を防ぐと

いう目的でガラスコーティングを行います。

以上で対策の方法を説明しました。

今回の雨水浸入に関しましては、建物の構造や形状、気圧や台風時の風の状況及び降雨状況など、様々な要因が重なって起きた事象であると検討結果を共有しております。今後、同じような規模の台風が上陸しても体育館の換気機能を損なわないで、強風による雨水浸入を防ぐことを課題として、今現在で考えられる最善の対策工事を行うこととしております。

今回の総合体育館の雨水浸入の件に関しましては、原因の調査や対策工法の検討に不測の時間を要し、この時期の説明となりましたことに対しまして深くおわび申し上げます。

説明は以上です。

○議長（山下一義君）残り時間が少ないのでまとめてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）ジョイント部分をシーリングで固定するというのを伺いましたが、ではなぜその雨水が浸入をすることを許容する製品を選んだのかということですね。もともと、こういう一枚物であれば雨水が浸入することはなかったと思います。これは多分行政側が指定したものではないと思います。もちろん設計会社、施工会社のものだとは思いますが、それをしなければ、そういう今回かかった補修もしなくてよくて、雨漏りも最小限になったのではないかと思います。

今回の補修に関しては、設計会社や施工会社にご負担をいただきますが、そのガラスコーティングですか、それが大体20年しかもたないというお話でした。このガラスコーティングは20年しかもたない、もちろん20年でぴったり効かなくなるというわけではないと思います。でも、外見から見て多分もう劣化しているとか、どうにかしないといけないというのは見えないと思います。また、その劣化した状況で同じように台風が来た際に、また雨漏りがするような状況にならないとも限りません。せっかく大きな金額をかけて造った防災体育館なので、安心して村民の方が使えるようにしていただきたいと思います。

先ほどの国の基準でそのまま建てるのかということに関しましては、堀田議員が先ほどの前質で質問されましたとおり、多分国の基準ですのでということで、もうそのままいきますという答弁になると思いますので、質問はこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

日程第2、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 小栗 優君 登壇 説明）

○税務課長（小栗 優君）それでは、承認第1号についてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方税法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第1号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、それを受け、西原村税条例も令和5年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村税条例の一部を改正する条例（案）の概要、税務課資料1でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、地方税法及び地方税法施行令等関係法令の一部改正を踏まえ、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容について、項目ごとにご説明いたします。

まず、（1）森林環境税の導入に伴う改正の森林環境税の賦課徴収につきましては、森林環境税法の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収を個人住民税と合わせて行うため、関連する個人住民税に係る税条例の条文に森林環境税を含む旨を規定する改正を行うものです。

次に、（2）個人住民税の改正の肉用牛の売却による事業所得に係る特例につきましては、課税の特例期間について、昭和57年度から令和6年度までを3年間延長し、令和9年度までとするものです。

次に、（3）軽自動車税の改正のA、種別割のグリーン化特例経過の見直しについては、環境性能割の見直しと併せて、より環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、種別割のグリーン化特例の適用期間を3年間延長し、令和7年度までとします。

次に、イの環境性能割の税率特例の廃止については、新型コロナウイルス感染症対策によって15か月延長されていた消費税引上げ分に伴う環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定を削除するものです。

最後に、（4）その他についてですが、地方税法を含む各法律改正に伴う条ずれ、項ずれ等による所要の規定の整備を行うものでございます。

この条例の施行期日は令和5年4月1日から令和7年1月1日にかけて法律に基づいて順次施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

失礼しました。訂正をいたします。1ページ、承認第1号、「地方自治法」第179条を私が「地方税法」と申し上げておりました。こちら訂正させ

ていただきます。すみませんでした。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第3、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 小栗 優君 登壇 説明）

○税務課長（小栗 優君）承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第2号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、それを受け、西原村国民健康保険税条例も令和5年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の概要、税務課資料2によりご説明させていただきます。

条例改正の趣旨ですが、地方税法施行令の一部改正を踏まえ、西原村国民

健康保険税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容の（１）国民健康保険税の課税限度額の引上げにつきまして、これは国民健康保険の被保険者各所得層間における保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、課税限度額引上げにより見直しを行うもので、改正内容につきましては、表のとおり、後期高齢者支援金分の限度額を「20万円」から「22万円」とし、課税限度額の合計額を「102万円」から「104万円」に改正するものです。

次に、（２）国民健康保険税軽減判定所得の見直しにつきまして、これは低所得者世帯の保険税負担に配慮し、５割軽減、２割軽減基準の軽減判定所得について見直しを行うもので、表のとおり、５割軽減の判定計算の数値が「28万5,000円」から「29万円」に、２割軽減の判定計算の数値が「52万円」から「53万5,000円」に改正し、軽減措置の対象を拡充するものでございます。

この条例の施行期日は令和５年４月１日です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

４番議員、堀田君。

○４番議員（堀田直孝君）４番議員、堀田です。

今回の改正におきまして、内容からいくと高額納税者にとっては引き上がるということで不利になるのかなと思いますが、低所得者については基準が大きくなるということは低所得者にとっては有利になるということで判断できますが、保険者としてこの軽減された分は赤字になるわけですが、そこはどのような形か何かで補填があるのかないのかお伺いします。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）ただいまの質問にお答えいたします。

今回の軽減措置で５割軽減、２割軽減の枠が拡充されるということでありまして、これまでより減額される税が大きくなるということになりますけれども、減額された分につきましては、保険基盤安定交付金という国と県からの交付金がございます、そちらをもって補填のほうをさせていただくこととなります。以上です。

○議長（山下一義君）４番議員、堀田君。

○４番議員（堀田直孝君）ということで、赤字にはならないということで理解しましたが、じゃ限度額が102万円から104万円というふうになるということですが、今限度額までの納税者の方は何名おられるか分かればお答え願ひします。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）ただいまの質問にお答えいたします。

一応こちらで今把握しているのが令和4年度、ちょっと今年度につきましては本算定前ということでまだ出ておりませんが、令和4年度での限度額を超えている世帯につきましては、年度末においては29名おられました。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）この西原村の規模で29名ということはすごく調子がいいというか、高額所得者が多いということですか。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）すみません。先ほどの答弁の訂正をいたします。

先ほどの29名というのは29世帯の間違いです。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）世帯も者も世帯主課税なんで一緒と思いますけれども、これもやはりいつも言いますとおり、カライモ農家の好調がここに影響しているのかと思いますので、このあたりの所得の継続、伸ばすところも産業課を中心に、今後、元腐れとか、そういうのがないように努力していただきたいと思います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定します。

暫時休憩します。

（午後 2時20分）

（午後 2時29分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第3号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度西原村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,526万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,878万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入において、令和4年度の地方譲与税及び特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことや、ふるさと納税災害復興復旧寄附金を災害復興基金に積み立てることについて、年度末までの歳入確定額から算出した額を歳出における基金積立額へ計上する必要があるため、予算補正が急遽必要となり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

3、民生費、2、児童福祉費、にしはら保育園施設修繕事業20万円。

9、教育費、5、保健体育費、総合体育館台風災害復旧事業128万7,000円。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

決算見込みによりまして予算の増減を行っております。

下のほうの款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、目1 地方消費税交付金1,123万円の増額補正でございます。地方消費税交付金の増でございます。

10ページをお願いいたします。

下のほうの款11 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税3,660万

4,000円の増額補正でございます。特別交付税の増でございます。

11ページをお願いします。

款18寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税寄附金3,563万6,000円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附金の増でございます。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費403万4,000円の増額補正でございます。災害復興基金積立金の最終的な額の確定に伴う増額でございます。

あとは、予備費に9,075万1,000円の増額補正を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

6ページでは繰越明許費で教育費の何か総合体育館台風災害復旧事業とあります。これは保険金が遅れてこうなるのか、それとも事業主体、事業そのものが遅れているからこうなるのかと、やっぱり台風災害だから保険が出ると思うんですけれども、何割かこちらで出さなければいけない契約なのかとか、いろいろ幾つかちょっと内容を教えてください。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）繰越明許費についてお伝えさせていただきます。

教育費、保健体育費、総合体育館台風災害復旧事業の128万7,000円につきましては、令和4年9月17日に発生した台風14号により、体育館屋上に設置したフェンス——ルーバーと言いますが、そちらのほうが強風により飛散したことに伴う災害復旧工事の費用の繰越しでございます。令和5年2月の臨時議会で補正予算をご承認いただき、早々に2月17日に契約し、着工のほうをさせていただきました。年度末までには完了するという工程でしたが、昨今の情勢に伴い、部品の調達に時間を要したため、年度末までに作業を完了することができない旨の相談があり、3月定例会後に事業の繰越しの判断となり、専決処分にて事業の繰越しをお願いしているところでございます。

現在、台風によるフェンスの災害復旧のほうは完了しております。今後においては、今回以上の強風に耐えることが可能で、かつ飛散防止対策も施しているという状況でございます。

あと、保険のほうは2分の1の保険の対象になっております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今の件ですけれども、当初、保険で全て賄うように私たちは理解したかと思うんですが、予算書の中で一般財源があったもので



すから、半分、ちょっとおかしいんじゃないかなろうかと一般質問でも何か疑念じゃないけれども、おかしいなと思うと言ったんですけれども、半分で、あと半分。じゃ一般財源が128万円の半分とあっていいですか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）一般財源が64万4,000円、保険で入ってくるのが64万3,000円という金額でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今の件でちょっと疑念を抱かれる住民が多分おられると思います。何でかて、1年もたたないうちに飛んだと。じゃ飛んで、要するにそれを行政にしても議員にしてもじゃそれでいいのかと。逆に言うて、それは本来であれば業者さんのほうが修理をするのであるのが当然じゃないかという、そういうふうに思われる住民の方が多分出てくると思います。そういうところをどういうふうに説明されるのかなと思うんです。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

今回、保険適用でなかった特にルーバーとガラリ、上のほうの違いとしましては、ルーバーのほうは破損をしていたということで、ガラリのほうは破損していないけれども雨漏りが生じたということで保険適用外となっております。保険の適用になったのは、きちんと村の竣工検査も終わって、県の竣工検査も終わって、確認検査も終わって、きちんと設計どおり、また施工もきちんとしてあるということで、保険会社に問い合わせた保険の対象ということになっております。それが瑕疵に係るのかという話なんですけれども、それはもう瑕疵にならないということで、あまりにも村が一方的に、きちんと1年以内に直したんだから直せということもなかなか強要もできませんので、そこら辺は、プラス先ほど説明しましたとおり、再被害が起きないように施工会社のほうでボルトを強化したりとか、上からネットを張ったりされていますので、保険対象になったという経緯がございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）県のほうの基準というか、そういうものに対して県のほうではどういうふうな取扱いをしているのかなと。県が35mか知らんけれども、35か、それで県のほうはオーケーですよと、あとは要するに、もしそれで事故が起きたりしたら今度はじゃどこが見るのかということですね、そうでしょう。今回の場合は何の事故も起きていないじゃないですか。ただ飛んだ、それを修理するというで済んでいるけれども、これじゃ事故が起きたとなると、じゃ県のほうは、いやもう35mでいいんだけど、それを村のほうであとは管理してください、それもちょっと違うんじゃないかな

と思うんです。

だから、やっぱりそこらあたりを県とも話をしながら、今後、こういう事例というのはほかにも出てくると思うんです。だから、そういうところは県との話をして、やっぱり今から先の想定外のことについては考えておかなくちやならないのかなということ常を常に頭の中に入れて進めていってほしいなと思っております。それについて。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）もう言われるとおりで、本当に予期しないことが災害だと思います。国とか県とかに相談はしていますけれども、逆に過剰に、もう一個上とか2つ上の基準で施工できないかということに関してはやっぱりなかなか難しいということで、やはり定期の点検であったりとか、でも今回の場合は常時風速例えば30mじゃなくて、瞬間的に恐らく三、四十mとか、あるいは50m吹いて吹き飛んだんじゃないかというふうな感じがしておりますので、そこら辺も踏まえて、やはり自分たちには建築経験技術者が小さい村なんでございません。

考えているのが、今回の反省点を踏まえて、結局設計をしたのも管理をする業者も同一業者なんですけれども、例えば設計をした業者と管理をする業者が別々だとか、第三者的な管理をもう一回お願いするとかいって違う方の見方を増やせたらいいんじゃないかというふうに。例えば、それが単独費であろうとも設計審査を村でも一応数字的な面はやるんですけれども、構造的な面とか、果たしてそれが正しいのかと言われると、やっぱり現状、県の建築確認等で頼らざるを得ないところがございますので、対策としては、別の既存の発注した設計会社と違うところに設計審査なり管理なりをお願いしていく方法が一番いいんじゃないかという感じはしています。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）それと、今回飛んだところを修理されたと思うんですが、飛んでいない残った部分についてもそれなりのことをやっているのか、飛んだところだけやったのか。そこらあたり、ちょっときちんとしていないと次のことがやっぱり考えられますので、そこらあたりはきちんとやっぱり全体的にするとか、それはやらなくてはならないと思うんですが、その点について。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）一応全体的にやっております。飛ばないように連結したりとかして、飛んでも、くっついてますんで連帯責任というか、1枚1枚飛んでしまうとやっぱり本当に危険でございますんで、連動して壁1枚に対してネットをずっと張っていますんで、ネットも常時破れないかどうかを常日頃点検しながら管理していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第9号）」についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定します。

暫時休憩します。

（午後 2時48分）

（午後 2時48分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第4号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度西原村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,868万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月25日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

令和5年3月22日付厚生労働省の物価・賃金・生活総合対策本部において、

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえて生活の支援を行う観点から、物価高克服に向けた追加策として低所得のひとり親世帯や、その他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、対象児童1人当たり5万円の給付を行うことが決定されました。これにより、県が給付するひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯に対し速やかに現金給付を行うため、予算補正が急遽必要となり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金530万5,000円の増額補正でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業費の増でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費530万5,000円の増額補正でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業関連経費の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第6、報告第1号、令和4年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、令和4年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、令和4年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回、ご報告いたします事業は、総務費4件、民生費2件、農林水産業費1件、商工費2件、土木費4件、教育費2件の合計15件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

翌年度繰越額は、合計で9億6,596万1,000円。財源の内訳といたしまして、既収入特定財源247万5,000円、未収入特定財源、こちらは国県支出金4億1,885万7,000円、地方債4億4,230万円、その他の特定財源64万3,000円、一般財源1億168万6,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

庁舎防犯カメラ設置事業につきましては、進捗率100%となっております。

風の里キャンプ場遊具改修事業につきましては、進捗率、工事出来高ベースで70%となっております。

特定地区公園事業につきましては、進捗率、工事出来高ベースで60%となっております。

ポスター掲示板設置撤去事業につきましては、進捗率100%となっております。

にしはら保育園施設修繕事業につきましては、進捗率100%となっております。

にしはら保育園園庭遊具整備事業につきましては、進捗率、工事出来高ベースで10%となっております。

農地利用効率化等支援交付金事業につきましては、進捗率100%となっております。

鳥子工業団地道路改良事業につきましては、進捗率、工事出来高ベースで80%となっております。

観光施設維持事業につきましては、進捗率、工事出来高ベースで75%となっております。

建築管理事業につきましては、進捗率は100%となっております。

道路新設改良事業につきましては、進捗率、工事出来高ベースで0%となっております。

辺地道路橋梁維持事業につきましては、進捗率、工事出来高ベースで88%

となっております。

辺地道路橋梁改良事業につきましては、進捗率80%となっております。

自治公民館再建支援事業交付金につきましては、進捗率、事業執行ベースで50%となっております。

総合体育館台風災害復旧事業につきましては、進捗率100%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これで、報告第1号、令和4年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第7、報告第2号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、事業名、簡易水道配水管布設事業、金額2,081万1,000円、翌年度繰越額1,168万1,000円。財源内訳としましては、全てが一般財源であり、1,168万1,000円となっております。

簡易水道配水管布設事業の内容としましては、場所が2か所ありまして、まず村道鳥子団地3号線及び4号線の付け替え工事に併せて配水管を布設する工事でございます。6月上旬での工事進捗率は95%となっております。

次に、高遊地区の県道堂園小森線道路改良工事に併せて配水管を布設する

工事でございます。こちらも進捗率が95%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することになっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第2号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時06分）

（午後 3時07分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、報告第3号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）報告第3号につきましてご説明申し上げます。

報告第3号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款1事業費、項1事業費、事業名、工業団地造成事業、金額3億663万6,000円。翌年度繰越額3億662万5,000円。財源内訳としては、全て一般財源で3億662万5,000円となっております。

工業団地造成事業の内容といたしましては、開発行為の認可申請及び用地取得に伴う用地費及び補償費、事業用地に附帯する里道水路の測量等の事業でございます。5月末の事業進捗率は20%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の

5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

盛土のことでちょっと確認したいんですが、私が以前からちょっとあそこを通るとき見たんですが、今盛土されているところがありますよね。盛土するところの第2段目のところかな。あそこは個人で盛土をされているんですか、それとも村からあそこに指示してあそこに今盛土をされているんですか。そこをちょっとお聞きしたい。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）桂議員のご質問にお答えします。

今現在、まだ用地の契約等を行っておりませんので、村としては工事を発注いたしておりませんので、多分個人さんのほうでされているかと思えます。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）それでは、確認はされておりますか、されていないんですか。実際、盛土をするのであればきちんとしたやっぱり土、そういうものを調べなくちゃならないということで最初言われとるんですね。それ勝手に自分で個人があそこに盛土しとって、はい、そこをじゃ盛土のままそのままいきますよというわけにはいかんと思うんです。

それと、前は材料置場でされとったところをもう今盛土されてとるところもあります。そこは産業廃棄物とかそういうものを実は調べているのかなど。やっぱりそういう調査もきちんとしていないと後で何か出たときに言われるんじゃないかと思えます。そこらあたりどうですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

当地区は、言われましたとおり、一時期は何か資材とかなんとか置いてあったりしてしまして、農業委員会のほうとも話をしまして、一回農地に戻してくださいという指導を役場のほうでしております。

それで、一回農地に戻すということで話を伺っているところなんですけれども、桂議員が言われますとおり、盛土する前とか、現状まだ調査に行っておりませんので、もしかしたら農業委員会が時々見に行っているのかもしれないけれども、今のところ私のほうでは途中経過は聞いておりませんので、早急に地権者の方と連絡を取って確認したいというふうに思います。以上です。（桂議員「今、盛土をしているところ、個人でしよるんだったらやっぱ



りきちんとしたことを言っとかんといかんとやねえか」の声) はい。盛土に関しましても、基本的にはお願いベースではできるんですけども、金額が伴いますので、してくれない可能性もございます。ただ、全て盛土をする前に土地の調査をこちらのほうで一回ボーリング等含めてやりますので、そこから辺悪かったらもう一回除いて盛土をし直す形にはなるかと思えます。以上です。

○議長(山下一義君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第3号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第9、報告第4号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明)

○企画商工課長(堀田和也君) 報告第4号につきましてご説明いたします。

報告第4号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款1事業費、項1事業費、事業名、住宅用地造成事業、金額1,300万円。翌年度繰越額848万2,000円。財源内訳といたしまして、一般財源で848万2,000円となっております。

住宅用地造成事業の内容といたしましては、河原地区の住宅用地3区画の造成工事費でございます。5月末での事業進捗率は工事出来高ベースで80%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）すみません。前も聞いたかもしれませんが、改めて完成時期と公募の時期というのはいつ頃を計画されているのか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたします。

完成時期につきましては、6月いっぱいまで今工事のほうが進捗をしております。6月中に完成の予定で進めております。その後、売却方法等を河原地区の活性化委員会等にご検討いただいて売却方法、金額等をご相談して決定してから売却の方向に進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）思いとしては、できれば就学前に住宅が建つ、ご家族連れの方々が建つであるならば、お子さんの関係もあって河原小学校にはいいかなと思って、逆算して何とかそういうことができるスタイルでやっていただけたらと思います。

○議長（山下一義君）答弁いいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第4号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は16日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 3時20分 散 会



第 3 号 ( 6 月 1 6 日 )

## 令和5年第2回西原村議会定例会会議録

令和5年6月16日、令和5年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年6月16日（金曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 村長追加議案提案理由説明（議案第44号～議案第45号）
- 日程第 2 議案第36号 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第37号 西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第38号 村道の路線認定について
- 日程第 5 議案第39号 公の施設の利用に関する協議について
- 日程第 6 議案第40号 令和5年度西原村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第41号 令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第42号 工事請負変更契約の締結について（西原村運動公園調整池整備工事）
- 日程第 9 議案第43号 工事請負契約の締結について（村道堀切多々良線道路改良工事）
- 日程第10 議案第44号 工事請負契約の締結について（西原村運動公園テニスコート整備工事）
- 日程第11 議案第45号 工事請負契約の締結について（西原村運動公園遊戯施設整備工事）

- 日程第 1 2 同意第 1 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求め  
ることについて
- 日程第 1 3 発議第 4 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣  
について
- 日程第 1 4 委員会報告について
- 日程第 1 5 組合議会報告について
- 日程第 1 6 委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第 1 発議第 5 号 堀田直孝議員に対する議員辞職勧告決議案

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君



6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、村長追加議案提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

本定例会の追加議案がございますので、提案理由の説明をさせていただきます。

今回提案させていただきます議案第44号及び議案第45号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括してご提案させていただきます。

議案第44号、工事請負契約の締結について（西原村運動公園テニスコート整備工事）。

続きまして、議案第45号、工事請負契約の締結について（西原村運動公園遊戯施設整備工事）。

以上2件につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会に提案いたします追加提案につきましては、議案2件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長追加議案提案理由の説明を終わります。

日程第2、議案第36号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置するため条例の一部を改正する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは皆さんにお配りしております別紙により説明をいたします。

本条例案の概要をご覧ください。

初めに条例改正の趣旨でございます。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに西原村総合計画策定検討委員会を設置するため、条例を改正するものでございます。

主な内容でございます。別表に以下を追加するものでございます。

附属機関の属する執行機関、村長。附属機関の名称、西原村総合計画策定検討委員会。所掌事務、総合計画策定に関する助言、提言を行うこと。

施行期日でございます。施行期日は、公布の日から施行することとしております。

参考資料としまして、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第37号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）おはようございます。

議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるがございます。これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、本村の重度心身障害者医療費助成は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業に合わせて運用を行っております。重度心身障害者医療費助成の受給者証と国の法令等による公費負担医療の受給者証の両方をお持ちの受給者においては、今回、国の法令等による全ての公費負担医療の給付と、重度心身障害者医療費助成の併用適用ができるよう、熊本県重度障がい者医療費助成事業の補助金交付要領が改正されたことに伴い、本条例においても一部を改正するものでございます。

主な内容についてご説明いたします。

第2条の表中の一部負担金の定義のただし書を改正するもので、現行の定義には、対象となる公費負担医療に上記の（1）から（3）の一部の公費負担医療しか含まれておらず、定義に含まれないそのほかの公費負担医療、例えば難病医療、小児慢性医療などは、重度心身障害者医療費助成との併用適用ができない状況でありましたが、改正により国の法令等による全ての公費負担医療と、重度心身障害者医療費助成への併用適用が可能となるものです。2ページ目に現行規定と改正後の規定による例を記載しております。

参考資料として、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）すみません、内容的にはいいと思うんですが、この条例が改正した後、これに当てはまる方にお知らせというのは、どんなふうになりますか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）対象者には、うちのほうでも両方を持っていらっしゃる方というのは、全ての方ではありませんが把握をしておりますので、その方には周知という形でしたいという方向で進める予定でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）すみません、何か発送して周知をするという形ということですか。それとも、もうホームページに出すからそれで周知になるということでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）ご本人様とホームページ等で周知をしたいというふうに思っております。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

皆さんにお願いいたします。発表するときは、できるだけマスクを取って発表してもらえますようお願いいたします。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第38号、村道の路線認定についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 久野 太君 登壇 説明）

○建設課長（久野 太君）議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号、村道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定により、村道路線を次のとおり認定することとする。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

路線名、新所下新所原線。起点、西原村大字小森字新所。終点、西原村大字小森字下新所原。摘要、その他。

路線名、西原東原線。起点、西原村大字小森字西原。終点、西原村大字小森字東原。摘要、その他。

提案理由としましては、村道の路線認定については、道路法第8条第2項

の規定により、議会の議決を経る必要があり、これが、この議案を提出する理由でございます。

内容についてご説明いたします。

まず、2ページの参考資料をご覧ください。

黄色の実線が、今回認定をお願いする路線でございます。丸が起点、矢印が終点となります。こちらの新所下新所原線につきましては、新所地区と県道堂園小森線を南北に結ぶ農道でございます。地元住民の生活道路として利用が多いことから、今回新たに路線認定を行うものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

こちらにも同様に、黄色の実線で示しております。こちらの西原東原線につきましては、県道堂園小森線から南の村民グラウンド前の村道小森西原社司原線を南北に結ぶ農道でございます。現在整備中の運動公園内を通っており、公園内の流末排水も現在施工中でございます。将来的な維持管理を見据え、今回新たに路線認定を行うものでございます。

内容としましては以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番、高本です。

昨日も一般質問させていただきましたけれども、せっかく村道認定の根拠を挙げていただいておりますけれども、特に新所下新所原線ですか、生活道路として今度認定をとということでございますけれども、この道路幅の拡幅に当たり、改良をいつ頃想定されているのか。やっぱりせっかく認定されるならば、できるだけ早く改良していただきたいなというふうに思っておりますけれども、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えします。

まず、今回村道認定をいただきまして、それから、道路の平面図等を取りまして、村道の道路台帳を作ります。それから、補助事業等を考慮して、工事を行うことになるかと思っておりますが、昨日申しましたとおり、まずは下新所下原線を現在進行しておりますので、その整備が終わった後に、次に考えていきたいというふうに思っております。

下新所下原3号線も今年、できれば来年ぐらいまでで整備を終わりたいというふうに思っておりますので、その後、新所地区ばかりということもできませんので、村全体として考えて、その後整備計画を立てていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

建設課長。

○建設課長（久野 太君）すみません。私がちょっと読み上げのところで間違っておりました。西原東原線の終点につきましては、西原村大字布田字東原でございます。先ほどは小森と申し上げました。訂正いたします。申し訳ございません。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、村道の路線認定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第39号、公の施設の利用に関する協議についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号、公の施設の利用に関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定により、公の施設の区域外利用に関し、別紙のとおり大津町と協議をすることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

西原村水道施設を使用して大津町の一部区域への水道用水供給に関し、大津町との協議をすることについて、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、別にお配りしております公の施設の利用に関する協議書（案）の概要により説明をさせていただきます。

では、協議書（案）の概要1ページをご覧ください。

初めに、協議の趣旨でございます。

大津町からの要望により、西原村の水道施設を使用して大津町の一部区域への水道用水を供給することに関しまして、地方自治法第244条の3第2項の規定により、大津町との協議が必要であります。また、前記について協議

するに当たり、同法244条の3第3項の規定により、議会の議決を経なければならないとされており、議会の議決を求めるものでございます。

なお、協議につきましては、現在、大津町で行われております大津町議会定例会においても議案として上程されている旨を併せてご報告申し上げます。

次に、協議における主な内容でございます。

第1条は目的でございます。村の取水や浄水、配水などの水道施設を使用して、大津町内の別に定めた区域へ水道用水を供給することが目的でございます。

第2条は、その給水区域でございます。議案別紙、協議書（案）4ページの別表に記載のとおりでありまして、土地1筆ごとの地番により区域指定しております。土地は全20筆、給水区域総面積8万4,669㎡でございます。

次に、概要書2ページをお願いします。

第3条は、区域内における施設でございます。第2条における区域への給水に関しまして必要となる大津町区域内の町所有の配水管を無償で借り受け、その配水管は西原村が常に維持管理を行い、事業費1件当たり60万円未満の修繕等は西原村が施工、60万円以上の新規整備や大規模改修においては、大津町が事業施行を行うことを定めるものでございます。

第4条は、その維持管理に伴う費用負担でございます。修繕等の1件当たり20万円未満の案件は西原村が負担、20万円以上60万円未満においては双方折半、60万円以上の新規整備や大規模改修においては、大津町が負担することを定めるものでございます。

第5条は、給水に伴う負担金でございます。大津町の負担金として、第4条で申しました維持管理等事業の費用負担のほかに、年額120万円の水道施設管理負担金及び水道加入金と同額の水道加入負担金を定めるものでございます。

第6条は、料金等でございます。水道料や加入金等は、当村の条例等の定めによるものとするというものでございます。

第7条は、給水の制限でございます。災害や法令等によってやむを得ない事情があるときは、給水を制限することができる。その際は、大津町に事前に通知するというものでございます。

次に、概要書3ページをお願いします。

第8条は、その他でございます。第2条の区域へ給水するための水道施設及び管理等において必要な事項は、当村の条例等の定めによるものとする。また、協議書に定めのないものについては、覚書等によって別に定めるというものでございます。

協議の施行期日は、現在協定締結中でございます大津南部工業団地の水道分水に関する協定書の有効期間終了日の翌日となる、令和6年4月1日とするものでございます。



次に、概要書4ページをお願いします。

参考資料としまして、第2条別表の給水区域における土地20筆の区域図を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）中西です。

この件に関して、どちらかという要望という形になると思います。

昨日、一般質問でもありました。今回の件に関しても、やっぱり地域、近隣町村と親しくやっていくということはいいことだと思っていますし、私は賛成をします。一般質問の中でも、バスの問題でも出ましたけれども、やっぱり協力し合ってやっていくということが一番だろうと思っています。

今回出た案件に関しては、主に工業団地関係でして、つい先日、大津町さんから来られたとき、当時の契約時の地域住民の方々の思いも伝えることができましたので、よかったと思っていますが、あれにはもうちょっと奥に入っている住宅地は入っておりません。6棟ほど、7棟か。地下水で業者が造成して、大津町に家を建てられておられるところがあります。そこは入っておりません。

要望というのは、そこら辺のところも考えておいていただきたいなというのと、なぜかという、うちの西区の、執行部の皆さん方も若いとき知っておられる方もおられると思いますが、ダイワ団地のところは、当時は地下水でできた団地でしたけれども、いろいろ事情、検査関係か何かで村営水道になった経緯があると思います。そういうのがございますから、あそこも五、六棟で業者が建てた、業者が造ってやった地下水で成り立っているわけでして、今後うちの工業団地も含めて、いろんところで地下水の吸い上げが乱立するのは事実ですから、やっぱりもしかしたら、ああいうところは憂き目に遭うかもしれませんから、村としても隣の町のことでありますけれども、緊急を要するときは、やっぱりお手伝いするようなところを頭には入れておいていただきたいと思います。返答いただければ。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）中西議員のご質問にお答えいたします。

水道に関しましては、今回は大津町との協定で、基本的には工業団地等に限らせていただくということで設定をしております。

また、地番を面じゃなくて、個別で工業団地の地番として指定させていただきましたのも、その後、開発等で住宅が建った場合には、なかなか住宅用地としては村も面倒見切れないんじゃないかということで設定をさせていただいております。

もし、お尋ねのポンプ等が壊れて、水の供給ができないということであれば、一時的に水の供給ができるようには、できるだけ隣の町村でもございまずので、大津町と一緒に、そこら辺は協力体制をつくっていきたいというふうに思っております。

今後、住宅用地としての水道の区域を広げることに关しましては、議員の皆さんと今後検討しながら、進めていくなればというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、公の施設の利用に関する協議についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第40号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,310万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,179万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、13辺地対策事業債（農業用施設機器導入事業）。限度額、870万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金8,890万7,000円の増額補正でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等の増でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金4,500万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金等の増でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4月1日の新規採用職員及び人事異動等に伴いまして、各費目の給料、職員手当等、共済費等の補正予算を行っております。

11ページをお願いいたします。

中段の款2総務費、項1総務管理費、目14防災公園等整備事業費1,000万円の増額補正でございます。発注者支援業務委託料の増でございます。

12ページをお願いいたします。

下段の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,385万9,000円の増額補正でございます。13ページに記載の低所得世帯支援給付金事業等の増でございます。

15ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費8,690万2,000円の増額補正でございます。商品券事業及びLPガス料金負担軽減支援事業の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

歳入の8ページで、電気・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金が8,700万円上がっております。こちらの内容を教えてください。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。

こちらの電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金ということで、8,732万3,000円計上させていただいております。こちらの内訳といたしまし

ては、商品券事業につきまして6,394万3,000円、あと、L Pガスの補助事業につきまして402万6,000円、あと、給食費の補助につきまして199万6,000円、あと、低所得世帯支援金分が1,735万8,000円というふうな形の合計が8,732万3,000円で予定をしております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今回商品券というのが、これはプッシュ型で各家庭に配られるということですが、こちらの使用できるお店、こちらのほうはどうなりますでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）お答えいたします。

昨年、プレミアム商品券事業を実施いたしまして、基本的にはプレミアム商品券事業のときの業者プラス希望がある業者を随時募集して、対象店舗というところで行っていきたいと考えております。その点につきましては、しっかり商工会等と連携して行っていきたいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

ぜひ、使われる村民の方々が使ってから、これ使えないよというふうにならないようなお店への告知、取組を行っていただきたいと思います。

また、昨日の補正でふるさと納税が入っていましたけれども、こちらというのが、増額補正で3億7,000万円ほどに増額になっております。こちらのお金というのは、村の財源の中に入れてしまうだけのお金になってしまうかと思えますけれども、こういうときに何かプラスアルファで村から出したりとか、そういうふうなお考えとか。これは全員の村民の方に行き渡るんですけれども、そういう何か村長のお考えが、こういうのに使ったらいいなど私は思っていたんですけれども、何かそういうものに使えるようなふるさと納税であってほしいというふうに思っておりますけれども、そういう考えは村長、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

私も議員のお話がありましたとおり、ふるさと納税の見える化をすれば、もっともっと増えるんじゃないかというふうに考えております。

参考事例として、高森町が、例えばふるさと納税を利用してつくった物だったり、買ったものに関しては、ステッカーというか、ふるさと納税を使ってこういう事業に取り組みましたというステッカーをつくって、見える化をされています。

今後、西原村ももうほとんど一般会計に入っているだけでございますので、できれば、ふるさと納税でいただいた何%をこういうやつで使いたいという

のを、具体的にお示しできればなというふうに思っております。また、議員の皆さんからよい意見等ありましたら、それを参考にしながら、今後早急を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

吉井村長もふるさと納税を増やすということを言われております。その中で、やはり財源だけに入れるのではなくて、村民の方々に使っていただけるような工夫をぜひこれから考えていただいて、私たちも考えますので、していただきたいというふうに思っております。こういう今回の商品券とか、このときに使っていただければ本当によかったんではないかというふうにも思っておりますので、ぜひ、その辺いろいろお考えください。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。（発言の声）

村長。

○村長（吉井 誠君）今度のプレミアム商品券と、また、次回あるかないか分かりませんが、次回に備えて、議員さんのお話を聞きながら準備していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

すみません、先ほど坂本議員が質問された電力、ガスのところで、商品券のほうに幾らか入ると言われたんですけども、すみません、ちょっと書き漏らしたので、それが幾らだったか、もう一度お願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

総額8,732万3,000円の価格高騰の重点支援地方交付金のうちの商品券事業につきましては、6,394万3,000円を配分するようにしております。以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）続けて、15ページ、一番下のほうの商工費のところ、一般財源で1,242万円ですか、使われているんですが、これはどこの部分で使われるのか教えてください。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

先ほどご説明いたしました価格高騰重点支援地方交付金の商品券事業の配分につきましては6,394万3,000円ということと、あと、今度歳出のほうでいきますと、今回商品券事業につきましては、一応7,100名を想定しております、7,100名掛ける1万円の7,100万円、それと、あと換金手数料等がございますので、こちらの差額が単独分というふうな形になるかと思っております。以

上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第41号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。  
総則。

第1条、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款水道事業収益2,785万6,000円、0円、2,785万6,000円。

第1項営業収益、1,709万3,000円、0円、1,709万3,000円。第2項営業外収益、1,076万2,000円、0円、1,076万2,000円。第3項特別利益、1,000円、0円、1,000円。

支出、第1款水道事業費用2,785万6,000円、0円、2,785万6,000円。

第1項営業費用2,286万8,000円、116万1,000円、2,402万9,000円。第2項営業外費用72万5,000円、0円、72万5,000円。第3項特別損失1,000円、0円、1,000円。第4項予備費426万2,000円、マイナス116万1,000円、310万1,000円。

2ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

(1) 職員給与費888万5,000円、116万1,000円、1,004万6,000円。(2) 交際費0円、0円、0円。

令和5年6月13日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)説明書。

収益的収入及び支出でございます。

収益的収入に補正はございません。

続いて、収益的支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費のうち、手当、法定福利費を合計で116万1,000円の増額補正でございます。主な内容としては、4月の人事異動によるものでございます。

それに伴いまして、項4予備費、目1予備費を116万1,000円減額補正しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第41号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時55分)

(午前11時09分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、議案第42号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明)

○企画商工課長（堀田和也君）議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、防安西企第11号、西原村運動公園調整池整備工事。

変更前契約金額3億1,167万5,193円（税抜額2億8,334万1,085円）、変更後契約金額3億2,107万3,500円（税抜額2億9,188万5,000円）、939万8,307円の増額となっております。

3、契約の相手方、緒方・村上特定建設工事共同企業体、（代表者）所在地、熊本県菊池市野間口1097番地、会社名、株式会社緒方建設、代表者、代表取締役緒方公一。（構成員）所在地、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、会社名、村上建設株式会社、代表者、代表取締役村上裕輝。

変更の主な内容といたしまして、昨年度、他工事で施工を行った流末排水路整備において、年度末の近隣の農地における営農状況等を鑑みて一旦中断せざるを得なかったため、その中断した部分における未施工部分の追加及び排水路整備工事で掘削した道路舗装部分の復旧工事の追加変更による増でございます。

次のページに参考資料といたしまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付いたしております。

説明は以上になります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、工事請負変更契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 久野 太君 登壇 説明）



○建設課長（久野 太君）議案第43号につきましてご説明いたします。

議案第43号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、辺第1号、堀切多々良線道路改良工事。

2、契約金額5,423万円（税抜額4,930万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役日置通也。

主な工事内容についてご説明申し上げます。現場は多々良集落内であり、施工延長157m、現道拡幅の改良工事でございます。工事内容としましては、掘削工1,169立米、路体盛土工84立米、植生工202平米、ブロック積み工537平米、側溝工86m、アスファルト舗装工939平米の工事であります。

本工事について、指名競争入札を4月28日に行い、業者が決定いたしましたので今回提案させていただくものであります。

次のページに公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

お諮りします。議案内容第44号、第45号は同提でありますので、一括提案してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）オーケーです。お願いします。

(企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明)

○企画商工課長(堀田和也君) 議案第44号から議案第45号、以上2件につきましては、全て工事請負契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。

議案第44号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、社総公第1号、西原村運動公園テニスコート整備工事。

2、契約金額6,760万500円(税抜額6,145万5,000円)。

3、契約の相手方、所在地、福岡県久留米市東合川1丁目5番27号、会社名、株式会社スポーツテクノ和広九州支店、代表者、取締役支店長野見山竜一。

主な工事内容といたしまして、砂入り人工芝によるテニスコート4コートを整備し、防球対策として、テニスコートを囲むようにフェンスを設置、併せて排水構造物等を整備するものでございます。

議案第44号につきまして、説明は以上でございます。

続きまして、議案第45号をご説明いたします。

1、契約の目的、社総公第3号、西原村運動公園遊戯施設整備工事。

2、契約金額8,135万6,000円(税抜額7,396万円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市東区佐土原1丁目16番37号、会社名、株式会社緑研、代表者、代表取締役佐土原博。

主な工事内容といたしまして、誰もが集うことのできる憩いの場となるように、インクルーシブな遊具を含めた大小7種類、8基の遊具を設置及びあずまやを1棟、水飲み場等を含めた遊戯施設広場を整備するものでございます。

説明は以上でございます。

なお、今回の入札で西原村運動公園関係の補助対象工事全ての発注が完了いたしております。令和5年度末までに全ての工事が完了できますよう、工程管理に努めてまいります。

以上、ご審議方よろしく願いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑については、議案番号を述べてから質疑に入ってください。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員(中西義信君) 6番、中西です。

一番関連があるのは今の45号だと思うんですけども、地図でいいますと、

ここら辺りをされるのかなと思いますが、今、かけっこクラブとか陸上協会  
で活動しておりまして、体育館の北側で毎週小さい子どもさんたちと運動を  
しております。私も時々参加していますし、先日はリレーマラソンとかを  
ここでやりました。熊日にも、おかげで載せていただいたと思っています。

言いたいのは、5月ぐらいやったかな、企画課長にもこの現場はちょっと  
危ないよというのを見ていただいたところがあるんですけども、それは運  
動公園敷地と堂園小森線の川のところのフェンスの問題です。やっぱり小  
さい子が、ここはまだこの道路が動いていませんから、いろいろ入れなく  
してありますから、いざここが稼働した場合はあのままではちょっと危  
ないと思って、前回、課長には見てもらったんですけども、この辺りの  
ところは、最低3か所とかはやっぱりフェンス等を何か張らないと事故  
が起こりかねないと思うんですけども、そこ辺の対策というのは今後、  
どうなったのかというのをお願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたします。

今回の遊具施設整備工事の中で、フェンス工事ということで、県道際  
のフェンスについては当初設計で算定をしておりますので、設置のほう  
は行いたいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）すみません、6番、中西です。

それは何か所ぐらい設置するんですか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）お答えします。

今、当初設計につきましては、空いている箇所は全て設置をする予定  
ではございます。あとは、工事を進めていく中で、やっぱり安全上ちょ  
っと問題があるという箇所につきましては、もう今年度が最終年度で  
ございますので適宜対応していきたいと考えております。以上でござ  
います。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）課長も自分で見られて、やっぱりこれは危  
ないと思われたと自覚はされていると思いますので、せっかくできる  
新しい施設ですのできちんとお願いします。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

議案第44号になります。今回の契約の相手方が県外になっておりま  
すけれども、このテニスコートということで何か特殊な工事が入るのか  
というふうに思っておりますし、また、会社名がスポーツテクノとい  
うことでスポーツ

関連を得意にされているのかとは思いますが、入札の会社は何名あって、どういった会社なのか、また、なぜここになったのかの説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回、この工事を発注するに当たりまして、業者選定につきましては、まずは県内で人工芝のテニスコートの施工実績のある業者を中心に選定を行っております。その中で、スポーツテクノ和広さんのほうが落札というふうなところをされております。あと、このほかにも県外の業者が指名に入られておまして、全部で7社だったと思っておりますけれども、そちらのほうで入札を行っております。

あわせて、スポーツテクノ和広さんにつきましては、地震後のグラウンドの復旧工事ですとか、今回、運動公園の芝生広場の園路舗装工事、こちらのほうも施工されておりますので、実績的には問題ないというところで考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）これより本案を起立により採決します。

まず第一に、議案番号第44号、工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

次に、議案第45号、工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

日程第12、同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ

て。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原1076番地、氏名、荒木均、生年月日、昭和26年3月25日。

提案理由でございます。

西原村教育委員会委員荒木均氏の任期満了に伴い再任をいたしたく、任命に対し議会の同意を要するものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和5年7月1日から4年間でございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第13、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第14、委員会報告を行います。

各委員から報告がございましたらお願いいたします。

9番議員、桂君。

(総務福祉常任副委員長 桂 悦朗君 登壇 報告)

○総務福祉常任委員会副委員長(桂 悦朗君) 9番議員、桂です。

総務福祉常任委員会より報告をいたします。

村営住宅の運営及び管理について、総務課、地域支え合いセンター、そして、議会から総務福祉常任委員による意見交換を5月31日に実施しております。

まず、村営住宅の現状については、戸数128戸に214名が入居されて生活されております。うち65歳以上は113名で、高齢化社会で52.8%となっております。また、単身世帯は66戸で、65歳以上の高齢者単身世帯につきましては、河原第1・第2で8戸、それと山西団地19戸、小森団地26戸で、53戸もある状況であると総務課からの報告がありました。高齢者単身世帯率は、約42%あります。

一番多い小森団地につきましては、46戸に対して単身世帯は31戸です。うち高齢者単身世帯は26戸で、高齢者単身世帯率は約57%、もう半分以上が高齢者世帯ということになっております。小森団地の建物は、天井が低く、夏場の暑さで熱中症に心配されるところでございます。

また、近隣の人とのコミュニケーションの取れない人も多いと聞いております。一番心配するのは、孤立が一番心配されるところであります。今は小森団地敷地内に地域支え合いセンターがあり、社協、包括と連携し、高齢者世帯の訪問を実施されております。

しかし、今後のことを考えると、自治会が必要になってくるという意見が出ております。総務課としては、一度自治会は発足したが、すぐに解散された経緯がありますということでございました。小森団地の住民から要望があれば、積極的に対応していくとの回答をいただいております。この件につきましては、早めの対応をしてもらいたいという意見が出ました。

また、住宅周辺の美化作業について、これは山西団地の自治会から要望がされております。入居者数71名に対し高齢者数48名、また高齢者率67.6%もあるため、除草作業が困難な高齢者世帯が多いということで、芝刈り、除草作業は個別で管理しなくてはならないのかということでご意見をいただいております。この意見を意見交換の中で総務課から答弁がありましたけれども、入居時に配付されておる住まいのしおりの中に、除草作業にかかわらず、自身の住宅の周りは清潔にするようお願いしておりますということでありました。しかし、個人で業者等へ依頼してもらいたいという回答がありますけれども、中には国民年金で生活されている入居者もおられます。かなりの負担になるというふうにも思いますので、自治会と協議を今後してほしいというふうにも思います。

また、ほかにも幾つか協議しましたけれども、その中にハモニカー号につ

いて、そして、現在の住居の使用状況、また、長期不在世帯について意見交換をしましたが、総務課からとしましては、関係機関と協力して把握し、個別に面談し対応していくということでございました。

ほかにも多くの問題点はあると思いますが、行政、議会、また、地域支え合いセンターが連絡を密にして、住民の皆さんが安心・安全に生活できるような環境づくりをしていかななくてはならないというふうにも思っております。住民から対応が遅いという声も聞いておりますので、今後は、行政のほうは速やかに対応してもらいたいというふうに思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）委員長の堀田です。

今、追加なんですけれども、まず総務委員会で見に行ったということは、復興住宅が村営住宅になって、他町村を見ると空きがかなり出てきている。また、独居死の問題、孤独死されると事故物件になるので、その後の活用がなかなかうまくできないと、そういう話を聞いております関係上、今お住まいの方のご意見、ご心配なこととかお聞きするならばということで視察に行ったわけですが、ここで村長にちょっとお尋ねしますが、村長のほうにはいろんな話が来ているのかなというところで、ちょっとどういう話が来て、お話をしているのであれば、どういう話をされたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）小森団地とか、住宅用地につきましては、私も何回か足を運ばせていただいて話を聞いております。桂議員と堀田議員が言われました内容の話も、一部お伺いもします。また、中では、もう静かに暮らさせてほしいという声もございまして、ハモニカー等も話を伺ったんですけれども、もう何もなくなると相当寂しくなるんで、ハモニカー等でお客さんが来て、知り合いが来て、ちょこっと話したりするのが楽しいという住民さんもおられました。自治会は、執行部側からしますと、やっぱりできたことにこしたことはないんじゃないかというふうに思っております。どうにか住民さんにまとまってもらって調整できればというふうに思っております。

あと、草刈り等に関しましては、仮設住宅等にお住まいの高齢者の方もおられます。しかし一方で、自分の家で生活しておられる住民さんもおられて、草刈り等をやっぱりシルバーさんとか頼んで、お金を使ってされているところもございまして、村営住宅用地だけをそこまでやっていいのかというのも、これから皆さんと一緒に話していかなければならない課題じゃないかというふうに思っております。

できればこれを継続していただいて、私もよかったら、時間が空いていれば参加させていただいて、今後検討させていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）私たちも回りましたが、中には村長さんに話を聞いてほしいという声も聞きましたので、私たちもできるだけ聞く耳を持って、村長も公約「聞いて実行」ですので、お忙しいとは思いますが、できるだけ足を運んで聞いていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかにお尋ねございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）小森団地のことでちょっと、先ほど桂副委員長のほうからお話を聞きまして、あそこは自治会ができていないということで、やはり行政のほうでも指導はされていると思っておりますけれども、なるべくなら協力していただいて、自治会をつくっていただくようご指導いただけるならばと思っております。

その中で、物すごくあそこは高齢者の方がおられて、单身の方も結構おられます。そういう中で今、気候的に温度も上がっておりますし、もともとあの小森住宅は仮説住宅でしたので、断熱効果というのは、ほとんど天井から壁まではしていないんじゃないかなと思っております。大変あの中も暑くておられないというようなお話を聞いておりますので、やはりみんなの家ですかね、公民館、あそこを開放していただいて、皆さんがあそこでも涼しく生活できるように行政のほうでやっていただけるならばと思っております。

現在、みんなの家は閉まっているということで、なぜ閉まっているのか、そこら辺ちょっと総務課でお聞きします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）今、西口議員のご質問にお答えいたします。

小森団地のほうで、今、みんなの家が閉まっているということで利用ができないということでございますが、あとほかの団地につきましては自治会がございまして、結局そこで共益費的に自分たちで集められて、自分たちで結局公民館的なやり方をされておりますので、小森団地につきましては自治会がなく、そういった費用的な部分の取決めもまだできていないということで、あそこを今閉めさせていただいているという状況でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）自治会ができていないから開けないというようなことですが、やはりこういう気候が激しいときに、電気代も物すごく高くなっておりまして、老人の方は、あそこはほとんど年金暮らしの方が多いんじゃないかと思っております。そういうことで辛抱されて、熱中症でもなられて倒れるというのが今から増えてくるんじゃないかと思っております。



す。支え合いセンターもそばにありますけれども、そう毎回毎回、時間置きに見て回るというのも多分大変だろうと思いますし、この期間中だけでもどうか、そういう村のほうから温かい、お年寄りに優しい村なんだよというようなことで、何か厳しくするばかりじゃいかんとですよ。やはりサービスしていただいて、期間を設けて、そういう時間帯を、シルバーさんが今ありますので、そこで今管理もしておられますので、シルバーさんをお願いして午前中、また午後を閉めていただいて管理をしていただくというようなことでできませんか。どうですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）西口議員が話されたとおり、やっぱり団地の方は、もう以前は住民さん、役場とかボランティアさんがいっぱい来ていて、本当に最近はまだ誰も来なくなって寂しいという話を聞いております。また、夏場は、本当に私も仮設住宅に住まわせていただきましたけれども、もう本当に暑くて、夏場に夕立が来ると、屋根が冷めて大分冷房効果も上がったりとか、やっぱりそういう厳しい思い出がございます。

この話につきましては、シルバーさんとも早急に話をして、できますれば予算をつけさせていただいて、すぐにでも開ける対応をしたいというふうに思いますので、よければ議会等、あるいは臨時議会等あるかもしれません。専決でお願いするかもしれませんが、早急に対応させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）ありがたいお言葉いただきまして、ありがとうございます。やはり村長がこういうふうに前向きに考えていただくことで、住民の方も安心して生活ができますので、一刻も早く、専決でいいですので予算を組んでいただいて、早めにシルバーさんとお話をしていただいて、もう暑くなっておりますので早急にやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）そうですね、1回試験的ということで、ほかの団地とか、区とかの兼ね合いもありますので、ここは未組織ということで、実験的にさせていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかにお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。  
暫時休憩します。

（午前 11時 52分）

（午後 0時 59分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

6番議員、中西君。

(6番議員 中西義信君 登壇 報告)

○6番議員(中西義信君)では、お昼の1番目に私が入ります。

第1回の阿蘇広域行政事務組合議会定例会の報告です。ちょっと古くなりますけれども、阿蘇広域行政事務組合議会定例会が3月22日に行われました。担当は、上野副議長と小城議員と私の3人です。私が報告いたします。

主な議案は、本村の3月定例会と同じく、上位法に基づく各条例の変更議案等が3件、熊本市町村事務組合の共同処理する事務の変更等の議案が1件と、令和4年度の一般会計及び特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘と西原村も関係する養護老人ホーム湯の里荘、3つのそれぞれの補正予算が3件と令和5年度のそれぞれの3件の当初予算がありました。また、職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する制定もございました。計11の議案等がございました。

西原村は、環境衛生や火葬場運営は益城町、嘉島町との組合運営で行っていますし、また、消防関係は益城町と同じく熊本市との連携で活動しています。阿蘇広域での連携は、し尿処理関係と介護認定や障害者支援対策等での連携事業と一般事務のみです。その本村に關係する予算のみの報告をいたします。

まず、令和4年度一般会計補正予算において、負担金の最終が一般会計において89万9,000円減の4,860万1,000円、そのうち、し尿処理分が3,644万9,000円でした。

養護老人ホーム湯の里荘の負担金が減額なしの2,087万5,000円で、本村の負担合計は6,947万5,000円でした。なお、湯の里荘には本村から5名の方が入所されています。

それと、旧湯の里荘の今後ですけれども、借りたいという業者の話も出ていますが、解体も含めて、まだそんなに進んではおりません。それと、特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘ですが、これはちょうど阿蘇市の司ホテルの前の国道をまたいだ左の南のほうに立地しておるところですが、こちらは独立採算の運営で市町村の負担はありません。ただ、ベッド数は80床ありますが、何分古いので、今後の改修や移転改築、または民間への移譲等の検討課題が残っております。

続きまして、令和5年度当初予算です。一般会計において4,630万円、そのうち、し尿処理費が3,411万5,000円、養護老人ホーム湯の里荘が1,980万円の合計6,583万円が令和5年度の本村の当初予算の負担額となります。

以上、報告を終わります。

○議長(山下一義君)ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございま

せんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかにご報告ありますか。

7番議員、西口君。

(7番議員 西口義充君 登壇 報告)

○7番議員(西口義充君) 大津町西原村原野組合の報告をいたします。

令和5年3月28日、令和5年第1回大津町西原村原野組合会が行われました。認定1件、承認2件、議案3件が審議されました。

令和3年度大津町西原村原野組合会計歳入歳出の説明をいたします。

令和3年度大津町西原村原野組合会計、歳入、予算現額120万円、収入済額120万円、財産収入20万6,000円、収入済額20万4,038円、繰越金、予算現額33万6,000円、収入済額18万6,908円、諸収入、予算現額2,000円、収入済額11円、予算現額、歳入合計174万4,000円、収入済額159万957円。

歳出について説明いたします。議会費、予算現額55万2,000円、支出済額28万600円、総務費、予算現額96万1,000円、支出済額60万9,228円、農林水産業費、予算現額3,000円、支出済額0円、配分金、予算現額12万円、支出済額12万円、予備費、予算現額10万8,000円、支出済額0円、歳入合計159万957円、歳出合計100万9,828円、歳入歳出差引額58万1,129円、翌年度繰越額58万1,129円。

歳入について説明をいたします。歳入におきましては、大津町負担金27万6,000円、当村が92万4,000円、歳入、財産収入のほうで鉄塔貸付け料が20万4,038円です。歳出の場合、議会費28万600円、総務費60万9,228円につきましては、委託業務災害補償保険料、財務表作成支援委託料、公務災害補償などの負担金、それに造林監視委託料に充てております。配分金12万円につきましては、鉄塔敷地料、これは村内の地域に配分をいたしております。以上です。

○議長(山下一義君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君) ないようでしたら、これで組合議会の報告を終わります。

日程第16、委員会の閉会中の継続調査申出書についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長堀田直孝君、産業教育常任委員会委員長高本孝嗣君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出

がっております。

事件、期限等について、記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員(中西義信君) 6番、中西です。

緊急動議を申し上げます。堀田議員に対する議員辞職勧告決議案の上程を提案いたします。動議を提案します。

○議長(山下一義君) 暫時休憩します。

(午後 1時11分)

(午後 1時12分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま中西議員から堀田議員に対する議員辞職勧告決議について動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成がありますので、会議規則第16条の規定により成立しました。

暫時休憩します。

(午後 1時13分)

(午後 1時14分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

堀田議員に対する議員辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採択します。

この採択は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(山下一義君) 起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

暫時休憩します。

(午後 1時14分)

(午後 1時21分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

堀田議員に対する議員辞職勧告決議動議でございますので、地方自治法第117条の規定によって、4番議員、堀田議員の退席を求めます。

(4番議員 堀田直孝君 退場)

○議長(山下一義君)追加日程第1、堀田議員に対する議員辞職勧告決議の動議を議題とします。

内容の説明を提出者、中西議員に求めます。

(6番議員 中西義信君 登壇 説明)

○6番議員(中西義信君)では、朗読します。

堀田直孝議員に対する議員辞職勧告決議について。

現在、西原村で進めている工業団地の造成事業については、令和4年3月の定例会時の事前協議として議員全員協議会が開催され、当時の村長同席の下、執行部より菊陽町に建設中のTSMC建設に伴う工業団地関連の説明があり、当村においても新規の工業団地建設計画案の説明があった。

新規の工業団地造成等予算については、6月議会において補正予算を計上させていただきたい旨の説明もあった。

その案件について、まず全員一致で承認している。

また、令和4年6月の第2回定例会で堀田議員も出席している定例会開催時の全員協議会の場で、執行部から、工業団地計画地としての選定の理由として、上水道、工業用水道、高圧電力線、光ファイバーの状況及び県下の他市町村における造成中の工業団地の販売価格や今回の計画地での整備費用や販売予定価格等の視点から一定の説明があり、本会議において、工業団地造成に係る測量・実施設計業務委託料等の補正予算を満場一致で承認可決し、本事業の推進については執行部と議会が一体となって推進することを確認している事業でもある。

村にとっても大きな事業である本事業の推進について、議員各位が十分に納得した上で提出議案の承認を行ったものである。

また、議論の過程において、全員協議会及び本会議においても、各議員から追加の説明要請や事業推進に対する意見は一切出していない。

しかしながら、これら正当な手続を踏んだ議会の意思決定を顧みることなく、令和4年12月の第4回定例会開催時に、熊日新聞社への「比較検討過程の説明はなく議会軽視だ。議会での議論がおろそかになっている」等の発言は、自己矛盾の発言であり、自己の責任を放棄した議会人として許されない行為である。

また、本議会における堀田議員は、緊急動議を提出し、動議内容説明に

「先日の熊日新聞の報道にあるように、工業団地選定に疑問を持つ住民が増え、また、私が指摘したように、他の候補地を検討しながらも、議会に対して全員協議会で比較表を示されても、執行部としての説明責任を怠ったもので議会軽視と言わざるを得ません」と発言しており、熊日の新聞紙には、議員発言で「村民が選定を疑問視している」との内容であり、疑問を持っている住民が増えているとの内容と全く異なり、あたかも疑問を持つ住民が増えているような発言であり、住民に対し混乱を招く発言と言わざるを得ない。

また、同定例会において、議員提案である西原村工業団地造成特別委員会の設置案に対し、堀田直孝議員は総務委員会委員長の役職であり、賛成議員として署名を行い、それぞれの委員会の委員長を含む5名の西原村工業団地特別造成委員会の構成メンバーでもあるにもかかわらず、事業を推進するために開催された地権者等を含む説明会や議員としての用地交渉の場にも参加を拒み、村議会議員としてのモラルもない状況にあり、議会の意思決定を無視し、西原村議会の混乱を招き、議会のルールと秩序を乱した堀田議員は、議員としての資質に欠けていると言わざるを得ない。

よって、ここに堀田議員の辞職を勧告する。

以上決議する。

令和5年6月16日、西原村議会議員中西義信。

○議長（山下一義君）ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提案者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結し……

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

私はその6月の定例会には出ておりませんが、私自身はその前に聞いたことがあるんです、ほかの議員さんにも。6月の定例会のときに1億2,300万円かな、出されたと、それは測量という話だった。でも、そこに工業団地を持ってくるという話を聞いているのですかとほかの議員にも聞いたところ、いや、まだ決まっていませんよという話だったんですよ、私がそう聞いたのが。ちょっと違うんじゃないかなと。そのとき皆さん方がどこまで議論をされておったのかな、そこがちょっと私も見えないところがあります。堀田議員も聞いたんですが、そのときは、いや、そんな話は私も聞いていないという話をしていたんです。というのは、本当に皆さん方は納得して、それを協議されておったのかな。そういう議事録も残っていない。それで本当によかったのかなと私はそう思っております。

これ、いろんな人に私も聞いております。それは賛成する人もおりますよ。でも、反対する人もおるんです。その中で、本当に議論もなしでそれがされておったのかなと思うと、私はだから、ずっと、村長も知っておられますけ

れども、私は最初から違うんじゃないかということと言い切っています。本当に住民の税金を使ってそこにする、住民が本当に納得することなのかなど。だから、やっぱりもうちょっとそういう面を皆さん方に伝える方法があったんじゃないかなというふうに思っております。だから、ずっとその点については私自身も、もう少しみんなで一旦考えて、そして本当に進めるのであればいいんですが、何か無理やり押ししているように私は感じておりました。

今、堀田議員を議員辞職勧告、実際言うて、私が今感じているのは、半数以上の方がそういうふうに思っておられる。その中でこれが進んでいるのかな。しかし、それ以上で議員辞職勧告を本当はしたい、せないかん、この議会、そういうものも私は感じております。これは数ですから、数で何でも決められるというのは違うんじゃないかなど。もう少しそういうところをみんな、議会も改革せないかんし、行政も本当にきちんとした方向性でやってもらいたいというふうにも思っております。

だから、今回の堀田議員の議員辞職勧告、今聞いたんですが、私としては、それに対しては反対でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ただいまのは反対討論でいいんですか。それと一緒に、はい。

それでは、自席に帰ってください。

それでは、ただいま反対討論が出ましたので、ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

堀田議員に対する議員辞職勧告決議動議について、中西議員からの動議案を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、堀田議員に対する議員辞職勧告決議動議は可決されました。

追加日程第1、堀田議員の議員辞職勧告決議動議の議題が終了しましたので、4番、堀田議員の入場を許可してください。

（4番議員 堀田直孝君 入場）

○議長（山下一義君）堀田議員に申し上げます。追加日程第1、堀田議員に対する議員辞職勧告決議動議は可決されました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって、令和5年第2回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 1時34分 閉 会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和        年        月        日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長                      山 下 一 義

1 番議員                      尾 崎 幸 穂

2 番議員                      高 本 孝 嗣